

平成27年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月17日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年9月17日 午前8時58分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 報告事項
 - (1) 出資法人の経営状況説明書について
 2. 付託案件
 - 陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
 - 議案第59号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第60号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
 - 議案第61号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第63号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第64号 可児市債権管理条例の制定について
 3. 各部における条例の制定・改正予定又は新規事業等について（報告）
 - (1) 可児市職員定数条例の一部改正について
 - (2) 行政不服審査法の改正に伴う条例制定及び一部改正について
 - (3) 可児市第4次総合計画後期基本計画の策定について
 - (4) 可児市人口ビジョン及び可児市総合戦略の策定について
 - (5) 新市建設計画（可児市まちづくりビジョン）の改定について
 - (6) 平成27年度の人事院勧告について
 4. 報告事項
 - (1) 企業の本社機能の移転・拡充に係る地域再生計画について
 - (2) 企業等の進出状況について
 - (3) レッドランド市への表敬訪問について
 - (4) 「かにすき倶楽部」について
 5. その他
 - (1) 前議会総務企画委員会からの引き継ぎ事項について
 - (2) 議会報告会での意見対応分担について
 - (3) 委員会視察について
 - (4) ケーブルテレビ可児、FMラインウェーブとの懇談会について
 - (5) 総務企画委員会所管主要事業説明書の配布について
 - (6) 10/14（水）13:30総務企画委員会の開催について

5. 出席委員 (8名)

委員長	澤野伸	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	山根一男	委員	伊藤壽
委員	渡辺仁美	委員	大平伸二

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人可児市公共施設振興公社 事務局長 金子孝司

8. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前田伸寿	企画部長	佐藤誠
議会事務局長	吉田隆司	総務部長	平田稔
観光経済部長	牛江宏	広報課長	尾関邦彦
総務課長	杉山修	財政課長	酒向博英
総合政策課長	瀬瀬新吾	管財検査課長	吉田順彦
防災安全課長	杉山徳明	公有財産経営室長	伊藤利高
市民課長	山口功	税務課長	大澤勇雄
収納課長	鈴木広行	経済政策課長	宮崎卓也
観光交流課長	坪内豊	産業振興課長	桜井孝治
議会総務課長	松倉良典	会計課長	安藤千秋
農業委員会 事務局課長	堀部建樹	監査委員 事務局長	林良治

9. 職務のため出席した者の職氏名

書記 小池祐功 書記 村田陽子

開会 午前 8 時 58 分

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様おそろいでありますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員改選後、初めての委員会ですので、委員の皆様方と執行部の皆様の自己紹介を先にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それではまず、私のほうから御挨拶させていただきます。

本年 1 年、委員長を仰せつかりました澤野でございます。また、皆様にいろいろ御迷惑をかけるかもしれませんが、一緒になっていいまちづくりをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、副委員長から順次お願いします。

〔委員自己紹介〕

それでは、執行部の皆様の御紹介をお願いいたします。

〔執行部自己紹介〕

ありがとうございました。

では、1 年、どうぞよろしくお願いをいたします。

進行の都合により、暫時休憩とさせていただきます。

以降の議事の説明を行う方以外の方は御退席いただいて結構でございますので、ありがとうございました。

休憩 午前 9 時 01 分

再開 午前 9 時 03 分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議題 1. 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

それでは、一般財団法人可児市公共施設振興公社について説明を求めます。

本日は、経営状況報告をしていただくため、参考人として、一般財団法人可児市公共施設振興公社より、事務局長の金子孝司さんに御出席をいただきました。

それでは、御報告よろしくお願いをいたします。

○観光経済部長（牛江 宏君） よろしくお願いをいたします。

一般財団法人可児市公共施設振興公社につきましては、理事長を副市長が兼任しております。それから、常務理事が観光経済部長、私が兼任しております。で、今、紹介のありました事務局長が金子ですので、よろしくお願いをいたします。

本日は、資料番号 13 の平成 26 年度事業報告及び収支計算書ということで、公共施設振興公社の事業報告及び収支についての報告をさせていただきます。

公共施設振興公社につきましては、理事会及び評議員会がございまして、そちらのほうでそれぞれ事業報告、もしくは収支決算等について承認をいただいた形で、きょうはそれに基

づいた説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうは金子事務局長からしてもらいますので、よろしくお願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） それでは、平成26年度の事業報告及び収支決算について御説明申し上げます。

なお、事業報告及び収支決算につきましては、今、常務理事から話がありましたように、5月27日開催の理事会及び6月12日開催の評議員会において承認をいただいております。

また、参考資料としまして、お手元のほうに公社の定款及び事務局の組織図、あと理事、監事、評議員の名簿を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では最初に、事業報告について御説明いたします。

2ページをごらんいただきたいと思います。

まず事業の概要としましては、移行法人として2年目に当たります平成26年度につきましては、公益目的支出計画によります公益目的事業を確実に実施し、地域の文化芸術及びレクリエーションの振興に努めてまいりました。また、可茂衛生施設利用組合から指定管理者の指定を受けているわくわく体験館の管理運営については、適切かつ効率的な施設管理と、利用者へのサービスの向上、自主事業の充実に努めるとともに、さらなる利用者の拡大に向けてまして誘客活動推進計画を昨年策定し、職員一丸となって誘客活動に取り組んでまいりました。

その結果、わくわく体験館のガラス工芸講座と、施設の利用者数及び利用料収入は、利用者数で2万3,156人、対前年度比1,400人、約6.4%の増加となりました。また、利用料収入におきましても、合計で1,394万3,000円、対前年度で98万6,000円、7.6%の増加となり、前年度を大きく上回ることができました。

また、市から、学校給食センター給食調理業務及び保育園給食調理業務を受託しまして、所管課と連携を図りながら、安全・安心な給食を提供してきました。公社の運営におきましても、法令や定款等に基づき、適正な法人運営を行うとともに、効率的で効果的な組織運営に努めてまいりました。

次に、事業の内容としましては、公益目的事業であります公益事業としまして、ガラス工芸を通じて、地域の文化芸術の向上と、レクリエーションの振興を図る事業を実施しました。ガラス工芸講座の受講者数は6,498人で、前年度より391人、6.4%増となり、受講料収入も922万円で、前年度より61万4,000円、約7.1%の増となりました。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。

ガラス工芸の普及啓発を図るため、記載のとおり、文化創造センターで、ガラス工芸作品展と、音と明かりのうるおいコンサートを開催しました。

次に4ページをごらんください。

次に、指定管理事業でありますわくわく体験館施設管理貸し館事業については、施設の設置目的に沿って適正に貸し館業務を行うとともに、利用者の拡大に向けて誘客活動と広報活

動を積極的に行いました。また、ホームページの充実と、新たにフェイスブック等を開設し、情報提供の強化に努めてまいりました。施設の利用者数につきましては1万6,658人で、前年度より1,010人、約6.5%増となり、使用料収入も472万3,000円で、前年度より37万2,000円、約8.5%の増となりました。

続いて、5ページをごらんください。

(2)の施設の維持管理におきましては、老朽化が懸念されています空調設備を平成26年度から3カ年計画で順次更新を行うとともに、ガラス工芸設備機器の更新と、照明器具のLED化を行いました。

続いて、(3)の自主事業でありますガラス工芸講座につきましては、先ほど御説明いたしました文化芸術及びレクリエーション振興事業として企画運営を行うとともに、会員登録やJAF会員優待施設登録によるガラス工芸講座参加料の割引きを行いまして、受講者の拡大に努めてまいりました。また、リサイクル活動の推進やごみに対する意識改革の啓発を図るため、可茂衛生施設利用組合と共催しまして、記載のとおり、イベントであるごみと遊ぼうやリサイクル講座を実施してまいりました。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思います。

出前講座につきましては、地域で開催されますイベント等に積極的に参加し、記載のとおり、年間を通じて出前講座を開催してまいりました。

続いて、(4)の誘客活動につきましては、昨年7月にわくわく体験館誘客促進計画を策定し、これまでの利用状況を踏まえまして、7ページに記載してありますように、市内の事業所、あと可児・加茂管内、そして近隣のまちであります多治見市、犬山市の学校及び子ども会、そしてスポーツ少年団、サークル団体を主なターゲットとしまして誘客活動を実施してまいりました。また、多様な広報媒体を活用して、積極的に広報活動を行ってまいりました。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

受託事業の可児市学校給食センター給食調理事業であります。給食センターに公社職員の場合長1名を配置し、市からの派遣職員4名を含め、51人体制で調理業務を行ってまいりました。1日当たりの給食調理数は約9,100食となっています。また、同じく市立保育園給食調理業務については、市内4カ所の保育園の給食調理業務を市から受託し、栄養士1名、調理員10名の11人体制で調理業務を行ってまいりました。それぞれの給食調理数は記載のとおりとなっています。

次に、公社の運営につきましては、理事会を3回、評議員会を1回、記載のとおり開催しております。

続いて、9ページをごらんいただきたいと思います。

5月には、監事による監査を実施しております。

次に、組織の運営につきましては、欠員になった栄養士1名を新規採用するとともに、定年退職後の継続雇用やパート職員をそれぞれ記載のとおり採用しました。また、3月末をも

って、5人が定年退職を迎え、うち3人の継続雇用を行っております。平成26年度末の公社の職員の配置状況は記載のとおりでありまして、職員数は68人で、前年度と増減はありません。

以上で、事業報告の説明を終わらせていただきます。

続いて、収支決算について御説明申し上げます。

それでは、12ページの正味財産増減計算書をごらんいただきたいと思います。

(1)の経常収益の合計は3億6,993万9,064円です。前年度に比べまして902万8,024円の増額となりました。主な収益としましては、②の事業収益で、わくわく体験館利用料収益が約1,450万円、わくわく体験館指定管理料収益が4,813万円、学校給食センター給食調理受託収益が2億4,066万円、保育園給食調理受託収益が3,837万円、③の受取補助金で、市からの公社運営補助金でありますけど、補助金が2,815万円となっています。わくわく体験館の利用料収益は、消費税増税による利用料改正と、利用者数の増加により、前年度より102万円、約7.6%の増加となりました。学校給食センター及び保育園給食調理受託収益はそれぞれ前年度よりふえておりますが、これは主に消費税増税により関連経費が増加したこと、また給与改定及び昇給等による人件費関連経費が増加したことに伴い、市からの業務委託料がふえたことによります。

続いて、(2)の経常費用としましては、①の事業費と②の管理費に分かれております。

事業費については、文化芸術及びレクリエーション振興事業、わくわく体験館施設管理貸し館事業、学校給食センター及び保育園給食調理事業に係る経費の合計で3億4,146万2,295円であります。前年度より約869万円ほどふえておりますが、これは主に消費税増税により、燃料費、光熱水費、委託料及び消費税額がふえたことによります。

給料手当、臨時雇い賃金及び福利厚生費の人件費関連経費は約1億9,900万円で、事業費の約58%を占めております。

消耗品費は約1,117万円で、これは主にガラス工芸で使用する材料費と、給食センターで使用する消耗品費です。

燃料費につきましては、約2,448万円で、主にガラス工房で使用するブタンガスと、給食センターで使用する灯油代であります。

光熱水料費は約3,869万円で、これは、わくわく体験館及び給食センターの電気代と、上下水道料金であります。消費税増税により、前年度より約168万円ほどふえております。

賃借料につきましては、約1,129万円で、主に給食センターと保育園の調理施設借り上げ料であります。

租税公課につきましては、約1,598万円で、ほぼ全額が消費税であります。消費税率のアップにより、前年度より消費税が約493万円ほどふえております。

委託費につきましては、約3,475万円で、主にわくわく体験館のガラス工房運営委託料と、夜間管理業務委託料、そして学校給食センター白衣洗濯業務委託料などがあります。

次に、(2)の管理費は公社運営経費でありまして、約2,803万円です。前年度とほぼ同額と

なっています。

給料手当及び福利厚生費は、合計で約2,368万円で、これは他市の派遣職員2名と、公社の正職員2名に係る人件費関連経費であります。

租税公課は約235万円で、消費税額が198万円、法人税等が21万円となっています。前年度に比べまして、約186万円ほどふえておりますが、これにつきましては、消費税額の事業費と管理費の案分比率の見直しによるものであります。

委託費は、主に税理士の顧問料などであります。

続いて、13ページをごらんいただきたいと思えます。

①の事業費と②の管理費を合計しました経常経費につきましては、3億6,949万1,836円で、経常収益から経常費用を差し引いた当期計上増減額は、プラス44万7,228円となりました。これにより、一般正味財産期末残高は558万5,078円となり、指定正味財産期末残高1,500万円と合わせまして、平成26年度正味財産期末残高は2,058万5,078円となります。

次に、14ページをごらんいただきたいと思えます。

この正味財産増減計算書内訳表は、ただいま御説明申し上げました正味財産増減計算書を事業別にあわらした表となっています。説明は省かせていただきます。

次に、15ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思えます。

資産の部で、流動資産合計は4,139万7,084円で、固定資産合計は1,675万7,700円でありませぬ。固定資産の主な内訳としましては、基本財産定期預金1,500万円と、減価償却引当資産173万9,635円であります。

次に負債の部でありますけど、負債合計は、流動負債の3,756万9,706円。内訳としましては、未払い費用としまして1,046万9,500円、未払い消費税等が975万8,800円及び社会保険料や市への返還金などの預かり金が1,734万1,406円であります。

正味財産の部でありますけど、正味財産合計としましては2,058万5,078円で、内訳としましては、指定正味財産1,500万円、一般正味財産558万5,078円であります。

16ページは財産目録、17ページにつきましては、財務諸表に対する注記でありますので、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

以上で、平成26年度の収支決算の御説明を終わらせていただきます。

○委員長（澤野 伸君） それでは、今の報告に対する質疑を行います。

答弁をする際は、手を挙げて、委員長の許可を得てからお願いをいたします。

それでは、質疑を行いますので、御発言のある委員の方ありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

○委員（山根一男君） ちょっと、この質問が適切かどうかわからないんですけど、わくわく体験館のガラス工芸の関係で、それをやるのは、可児市が何か石塚硝子ですか、発祥の地とかということと関係あるのかなと思ったんですけども、今現時点で、石塚硝子とかと、わくわく体験館の関係というのは全くないんでしょうか。それとも、例えば講座の冠スポンサーとか、そういったところでの連携みたいなものは、今後模索していくような動きがあるの

かないのか、ちょっと思いつきで済みませんですけども、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） 今、言われたように、石塚硝子が江戸時代に土田地区で吹きガラスを始められたという歴史がある中で、わくわく体験館としましても、石塚硝子とは何らかの関係を持ちながら、そういったガラス文化に対するPR等を行っていきたいと思っています。ただ、今現在のところ、特に石塚硝子と交流とか、何か一緒にやっていくという予定はございません。

ただ、そういった歴史がある中で、江戸時代のガラスをつくってみようと。事業報告書の2ページのほうを見ていただきますと、土田びいどろ再現講座というのをやりまして、昔の土田山から岩を採集しまして、そのチャートから手づくりでガラスを再現すると、江戸時代の吹きガラスを再現しようという試みを行っております。こうした中で、石塚硝子との関係とか、かかわりもPRをこれからもやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御質問はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上をもちまして質疑を終了させていただきます。

事務局長の金子さん、長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございますので、ありがとうございました。

進行の都合により、暫時休憩をとらせていただきます。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時30分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

付託案件を議題といたします。

まず初めに、陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

委員の皆様いかがいたしますか。

○副委員長（天羽良明君） 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書採択を求めるというこの陳情ですが、内容を読ませていただきましたけれども、かなり問題が複雑化しておりますので、国の制度の改正のほうを見守りながら、当委員会としては聞きおきでいいかと思えます。

○委員長（澤野 伸君） 今、副委員長のほうから聞きおきの提案がございました。

他に御発言は。

〔「なし」の声あり〕

それでは、陳情第6号について、委員会としましては、その重要性を認めつつも、今後検討課題として、委員それぞれが勉強していただくということで、今回は聞きおきという運び

にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、聞きおきとさせていただきます。

それでは、次に、議案第59号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とさせていただきます。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて、委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは資料番号の1番、議案書の11ページをお願いいたします。あわせて、資料番号9番の提出議案説明書は1ページでございます。

それでは、議案第59号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですが、以後番号法と発言しますのでよろしく申し上げます。番号法が制定されたことに伴いまして改正するものでございます。

詳しい改正内容につきましては、総務課長から御説明をいたしますのでお願いいたします。

○総務課長（杉山 修君） それでは御説明申し上げます。

まず、この個人情報保護条例の一部改正条例の改正理由から、ちょっと簡単に御説明をさせていただきます。

番号法の制定によりまして、全ての国民及び外国籍住民に個人番号が付与されるに当たりまして、その個人番号を含む個人情報である特定個人情報と、そのアクセス履歴である情報提供等記録については、番号法において厳格な保護措置を講ずることとされました。具体的には、地方自治体に対しまして、番号法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これは行政機関個人情報保護法と略称されますけど、この2つの規定の趣旨を踏まえまして、特定個人情報の適正な取り扱いが確保されるように必要な措置が求められているという状況でございます。

これを受けて、特定個人情報の取り扱い等につき、この可児市個人情報保護条例の中に、番号法において読みかえられた行政機関個人情報保護法と同様の規定を定めるために、この条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、かいつまんで御説明をさせていただきます。

この改正条例は、施行日が違う規定ごとに3つの条に分けて行っております。

まず、議案書11ページの第1条からごらんいただきたいと思います。第1条の中のまた第1条が右下のほうにございます。ここにおきまして、従来の個人情報に加えて、法人の役員情報等を含んだ特定個人情報もこの条例の適用範囲としまして、「個人情報等」と定義いたします。

1枚めくっていただきまして、次12ページの第2条におきまして、特定個人情報や情報提供等記録などを番号法と同様に規定いたします。

その後、ちょっと飛んでいただきまして14ページでございますが、第8条から第10条までにおきましては、収集、利用と提供の制限、ここに係る規定から特定個人情報を適用除外しまして、これらの規定は、従前の個人情報にのみ適用するということとします。特定個人情報の収集、利用及び提供の制限につきましては、番号法に規定されているもののほか、別途、この後、この条例の中で規定されております。

続きまして、15ページの第10条の2、右上のほうでございますが、特定個人情報は個人番号利用事務等以外の事務に外部提供できない旨を規定いたします。

続きまして、ちょっと飛びますが、20ページをごらんください。

第21条におきまして、この下のほうの左側でございます第21条と第22条、この2つの条項をまとめまして、個人情報等の不当な取り扱いに関する保護措置を規定いたします。なお、施行日の違いがございますが、この後出てくる第2条と第3条においても、この第21条の規定を改正しておりますが、いずれも個人情報等の収集、利用及び提供の制限に違反した場合において、市民が情報提供等記録を除いて、個人情報等の利用の停止、消去、または提供の停止を求めることができる旨を規定いたします。この第1条の施行日は、通知カードの発送が始まる平成27年10月5日となっております。

続きまして、ちょっと飛びまして、議案書24ページをごらんください。

第2条になります。

この中で、まず第10条の2でございますが、特定個人情報の目的外利用は、個人の生命、身体、または財産の保護のために必要で、本人同意がある場合等に限り認める旨を規定いたします。例えば、虐待を受けている児童を救うために、他の事務で収集した家庭状況等の情報を庁内で利用する場合などが想定されます。なお、この条を規定することによりまして、第1条で定めた第10条の2を第10条の3に繰り下げております。

続きまして、25ページの第15条第2項になります。この保有特定個人情報の開示請求におきましては、マイナポータルであるとか、税理士などの活用による利便性の観点から、任意代理人として、本人の委任による代理人を認めるという旨が規定されております。この第2条の施行日は、個人番号の利用が始まる平成28年1月1日とさせていただきます。

次に、議案書の26ページをごらんください。

第3条になります。

まず、第10条の2第2項におきまして、情報提供等記録については、目的外利用を一切認めていないことから、特定個人情報の目的外利用ができる場合の例外規定から除く旨を規定いたします。

次に、第11条におきまして、法令等に定めがあるときは、例外として電子計算組織の結合ができるものを規定しております。具体的には、番号法に定めのある情報提供ネットワークを通じた特定個人情報の連携などが該当いたします。

続きまして、27ページの第25条第2項、最後の条になります。ここにおきまして、保有個人情報等の記録について、自治体で訂正を実施した場合は、情報提供先の国、あるいは自

治体に対して書面で通知しなければいけないという旨を規定いたします。第3条の施行日は、政令で定める日とされておりましてまだ決まっておりますが、国において、情報提供ネットワークを通じた特定個人情報の連携が平成29年1月1日に始まりますので、この日が想定されております。

今後の対応といたしましては、この改正条例の議決をいただければ、直ちにその運用の細目を定めている可児市個人情報保護条例施行規則の改正を行うとともに、平成28年1月からの個人番号カードの利用開始に向けまして、情報セキュリティ確保のための具体的な安全管理措置等を定めて、特定個人情報の適正な取り扱いを職員へ周知徹底していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

委員の皆様から御質疑あればよろしくお願いします。

○委員（伊藤 壽君） 議案書の21ページですが、第21条第1号について、もう少し説明をいただきたいと思いますが、お願いします。

○総務課長（杉山 修君） それでは、21ページの第1号のアから順番に御説明申し上げます。

この第1号のアは、個人情報について、個人情報ということなので、特定個人情報を含まない今までの個人情報についての規定になります。ここにつきましては、前の規定をそのままここに当てはめているということになってまいります、その事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて収集、利用、保有をしなければいけないということになっておりまして、例外的には、本人の同意があったり、法令に定めがあったり、出版等で公にされていたり、緊急かつやむを得ない場合に本人以外から収集できるんですけど、こういう場合以外では収集してはいけないという規定になっております。

イのほうは、これも個人情報のことございまして、今お話ししました本人同意がないとか、法令等に定めがない、そういう場合に、目的外利用をした場合は利用停止、あるいは消去を求めることができるという規定になっております。

ウにつきましては、これは特定個人情報、番号法ということで、特定個人情報の話なんです、個人番号の利用事務以外の事務において特定個人情報を収集、保管してはいけないという、それを犯した場合は利用停止、消去が求められるという規定になっておりますので、具体的に言うと、社会保障・税、防災以外の事務で個人番号カードを、身分確認のために見ることはオーケーなんですけど、その番号を控えたりコピーをとったりすることはいけませんということになっております。

第1号のエにつきましては、その個人番号の利用事務において、事務処理に必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはいけませんという規定になっております。

ちなみに、第2号というものも一番最後にございまして、これにつきましては、個人情報についての規定なんです、本人同意がないとか法令等に定めがないのに外部提供してはいけませんよと。もう1つは、特定個人情報についても規定されておりまして、個人番号利用

事務以外に外部にその情報提供してははいけませんという規定になっております。

よろしくをお願いします。

○委員（伊藤 壽君） 今の条文のところにも出てきましたが、利用の停止というのはどういうことでしたか。

○総務課長（杉山 修君） この番号法の中で、利用というのは庁内で情報連携をすると。外に出すのが提供で、内部で情報連携するのが利用ということなんですけれども、その内部での情報連携をやめろということが請求できるということになってまいります。なので、内部でも、その課ではオーケーですけど、それ以外の事務にはもう出さないということを請求できるということになります。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第59号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の28ページをお願いいたします。それから、議案説明書は2ページになりますので、お願いいたします。

議案第60号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてでございます。この条例は、番号法の規定によりまして、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるものでございます。

詳しい内容を総務課長から御説明いたします。

○総務課長（杉山 修君） それでは、御説明申し上げます。

議案書28ページでございますが、まずこちらも制定理由を簡単に申し上げたいと思います。

市が行う国や他自治体等との対外的な情報連携につきましては、特定個人情報の提供として、番号法第19条第7号及び別表第2により、これはもう法律で実施が認められております。一方、同一機関内の複数の事務で特定個人情報を利用する内部的な情報連携につきましては、

同法の第9条第2項におきまして、条例で定めることにより実施できる事務ということになっております。

これは、恐らく制定趣旨としましては、外部提供というのは記録が残って、後で追跡ができる、責任の所在がわかるんですけど、内部利用というのはそういう形じゃないので追跡できないということで、恐らく制定趣旨としては、総務省は、自治体に条例で定めさせることで、各自治体にどういうことを情報連携するんだということを把握させて、責任を持ってもらうということが趣旨なのかなというふうに、それでこういう規定になっているというふうに考えております。これを受けまして、番号法、別表第2に定める事務と、その他必要な事務について庁内で情報連携ができるようにするために、この条例を制定させていただくものでございます。

制定内容につきましては、第2条におきまして用語の定義を番号法等にのっとり定めまします。第4条におきまして、個人番号の利用範囲を規定いたします。番号法別表第2に定める社会保障、税、防災に関する事務とあわせまして、30ページをごらんいただきたいと思います。税の収納、滞納管理に関する事務における国民健康保険税と生活保護情報、もう1つは健康づくり推進、健康増進事業における医療給付と生活保護情報につきまして、個人番号を利用した庁内連携ができることといたします。施行日は、個人番号の利用が始まる平成28年1月1日です。

そして、今後の対応でございますが、この条例の議決をいただければ、平成28年1月からの番号カードの利用開始に向けて、国との連携を図りながら、特定個人情報の適正な利用ができるよう、関係規則の制定、システム改修等に取り組んでいきたいと考えております。

もう1つ、ちょっと皆様をお願いといたしますが、ちょっと申し上げにくい部分もございますが、実は番号法におきましては、社会保障、地方税、または防災に類する事務についても条例で定めれば、個人番号を利用した庁内の情報連携ができると規定されておりますことは、先ほど御説明した中にも出てきたところですけど、この類する事務におきまして、何か地方自治体で独自に利用できると。

例えば福祉医療なんかで、この番号法の別表には載っていないんですけど、自治体で独自に利用したいという事務があれば、それは条例で定めることで、この類する事務として実施できますよということになっておりまして、可児市においても、この独自事務について、近い将来に実施できるように検討をしてきたところなんですけど、実はつい2週間ほど前に、国の特定個人情報保護委員会から、対外的な情報連携が想定される独自利用事務が幾つか示されまして、全国の自治体に対して、独自利用事務で国や他自治体との相互提供についてやりたいという希望がある場合は、同委員会で精査して認定する必要があるものですから、平成27年12月までに庁内の情報連携に関する条例を整備して、まず各自治体で庁内でやるかどうか決めてくれと。

それが決まった上で、平成28年2月までに、対外的な相互提供もしたいということを経済委員会に届け出てほしいということの連絡がございまして、申しわけありません。この連絡が9

月定例会に間に合わなかったものですから、独自利用事務については、平成28年4月1日施行の条例をお願いしているんですけど、その施行前に、また改めて12月定例会で独自利用事務の追加をお願いするという可能性が出てまいりまして、国の準備がちょっと後手に回っておりますので、皆様には新規条例をごらんいただいたばかりでまことに申しわけないんですけども、この条例の12月定例会での改正についてもお含みおきいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ちょっと1点確認ですが、施行前に可決された条例をもう一度改正するという事によろしいですか。

○総務課長（杉山 修君） そういうことでございます。

これは、新規の制度においては、国の法律の中でもまあることでございます。

○委員長（澤野 伸君） ということでございますので、お含みおきをいただきたいと思えます。

それでは、質疑を始めたと思いますが、委員の皆さんで質疑のある方どうぞ。

○委員（渡辺仁美君） 今の課長の御説明について、ちょっとお聞きします。

施行前の条例にもう1個盛り込むという、そういう流れがあるよというふうに理解をしたんですけど、そういうことですね。その内容というのが、扱いについてもう1個特例的な、庁内情報連携プラス、例えばいじめとかがあったときに、警察とか医療機関とかそういった関係諸機関ともその情報を共有できるよという、そういった解釈でよろしかったでしょうか。そういう流れがあるという御説明だったんでしょうか。私、勝手にそのように解釈しましたんで、もう一度、若干わかりやすく説明していただけるとありがたいです。

○総務課長（杉山 修君） 今、御例示いただきました、いじめなどで身体・生命に緊急の危険性があるという場合は、先ほども個人情報保護条例の改正の中でちょっと御説明をいたしましたように、これは庁内で集めた目的のある課を超えて情報共有するということがオーケーだと、番号法の制度の中でそうなっておりますので、この個人情報保護条例の中でも規定されております。

この独自条例というのは、それ以外で、例えば番号法に載っていない、さっきの類する事務ということで、例えば福祉医療事務なんかについて、新たに庁内連携とか対外的な相互提供をしていくというものでございます。

○委員（渡辺仁美君） 相互情報提供とは例えばどんな場面があるのか、具体的に教えていただけると。福祉医療に関してとおっしゃったので。

○総務課長（杉山 修君） これ実は、福祉医療の実務をやっておるところではないので、本来に一般的な話になりますけど、この番号法において何がいかというと、例えば福祉医療において、所得情報とか住民票とかそういうものをわざわざとらなくても、他市から例えば所得の情報とかそういうものを情報連携ネットワークの中でとれると。それが市民の方から見ると省略できるということがメリットですので、そういうところが事務においても、これがオーケーになればできるようになるということで、メリットがあると考えております。

○委員（渡辺仁美君） 非常にセンシティブな情報も適切な処理のもとに提供、共有がされるという認識を持っておいたほうが良いということ。

○総務課長（杉山 修君） はい。それにつきましては、どうしても事務の性質上ある話ですので、だからこその個人情報保護条例の中で、特に特定個人情報については厳しい制限をかけるということになっておりますので、それが事務に必要な範囲内ではやりとりをするということになってまいります。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第60号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第61号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第61号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例も、番号法の制定によりまして、地方税法等が改正されましたので、それに伴いまして条例を改正するものでございます。

詳しい内容は、税務課長から御説明をいたします。

○税務課長（大澤勇雄君） この改正の内容でございますが、これは税の納付書、申告書等に記載する事項について、個人番号、法人番号等を追加するよう所要の規定を定めるものでございます。

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

第2条は、納付書に、番号法に規定する法人番号を追加するものです。

32ページをお願いいたします。

第23条の2、市民税の申告書に法人番号を追加し、第35条では市民税の減免に個人番号、法人番号を追加いたします。

33ページをお願いいたします。

第41条の5、施行規則第15条の3第2項の規定による、これは区分所有の家屋の課税の特例の申し出について、個人番号、法人番号を追加します。

第41条の5の2、法第352条の2第5項及び第6項の規定、これは固定資産税額の案分の申し出、区分所有の土地に関する案分の申し出に対する課税の特例について、個人番号、法人番号を追加します。

34ページをお願いいたします。

同2項については、災害により、区分所有の家屋が消失した土地に対する特例措置の申し出に個人番号、法人番号を追加します。

34ページの下段、固定資産税の減免、35ページをお願いいたします。固定資産税の減免に個人番号、法人番号を追加します。

第51条、住宅用地の申請に個人番号、法人番号を追加します。

36ページ、第51条の2、被災住宅用地の申告に個人番号、法人番号を追加します。

第64条、軽自動車の減免に個人番号、法人番号を追加し、37ページをお願いいたします。

第65条、身体障がい者等に対する軽自動車の減免に個人番号を追加します。

38ページ、第109条の3、特別土地保有税の減免に個人番号、法人番号を追加し、39ページをお願いいたします。第117条、入湯税の特別徴収義務者の経営開始の申告に個人番号、法人番号を追加します。

39ページの附則、第10条の3第1項から、こちらはちょっと飛びますが、42ページまでの第9項までは、固定資産税の減免の申請に個人番号、法人番号を追加します。

43ページをお願いいたします。

附則について、これは施行日が平成28年1月1日ということで、またそれぞれの税における経過措置を定めております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第61号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤 壽君） 個人番号を振ることによって、具体的にはどういうことになってくるわけですか。

○税務課長（大澤勇雄君） 法人番号、個人番号を追加することによって、税の名寄せというか調べる上での利便性が上がるということでございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第61号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第63号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の51ページをお願いいたします。

議案第63号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例も、番号法の制定によりまして改正するものでございます。

詳しい内容につきましては、市民課長から御説明をいたします。

○市民課長（山口 功君） それでは、可児市手数料徴収条例の御説明をさせていただきます。

この改正につきましては、改正理由及び施行日の違いから3条に分かれておりまして、まず第1条でございます。51ページでございますが、条例第2条に規定いたします別表の第10項についてでございますが、本年5月29日施行で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改正されたことに伴いまして、それに合わせて、下線部のとおり、別表中の法律名を改正するものでございます。施行日としましては、法の公布の日でございます。

第2条でございます。52ページになります。

別表の改正後の中段あたりをごらんいただきたいんですが、太枠で囲った部分でございます。第8項としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これに伴い交付されましたカードの再交付時における手数料について規定するよう加えるものでございます。

内容としまして、第1号でございますが、法第7条第1項の規定により通知されたとあります。これは、平成27年10月から、全国民に対して送付されます通知カードということになるわけですが、この通知カードの再交付につきましては、1枚につき500円。第2号でございます。法第17条第1項の規定により交付されたとありますのは、来年の1月から、希望者に対して交付されます個人番号カードになるわけですが、この再交付につきましては、1枚につき800円とするものでございます。

この項を加えたことに伴いまして、改正前の第8項が改正後第9項となりますので、以後順次、別表中で項ずれが発生します。それを改正するとともに、52ページの上部、条例第4条第1項第1号のただし書き部分、また53ページを見ていただきますと、備考部分の説明がありますが、ここの項ずれを改正するものでございます。施行日としましては、番号法の施行日である平成27年10月5日施行となります。

第3条でございます。54ページをごらんください。

住民基本台帳法に規定されております住民基本台帳カードにつきましては、番号法の施行に伴いまして、ことしの12月をもって、そのカードの交付及び再交付が停止されるというこ

とから、別表第7項第5号の住民基本台帳カードの交付及び再交付の規定を削除するもの
でございます。施行日は、住民基本台帳カード関係の条項削除の施行日であります平成28年1
月1日からということでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第63号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第63号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決
いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決定
をいたしました。

次に、議案第64号 可児市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の55ページをお願いいたします。議案説明書は
4ページになります。

議案第64号 可児市債権管理条例の制定についてでございます。

この条例は、市の債権の適正な管理を行い、財政の健全化及び市民負担の公平性を確保す
るということを目的といたしまして、今回、新たに制定をするものでございます。

詳しくは、収納課長から御説明をいたします。

○収納課長（鈴木広行君） 債権管理条例の制定について御説明いたします。

初めに、債権と条例の制定の背景などについて、簡単に御説明いたします。

金銭債権につきましては、発生原因や徴収方法から、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、
私債権の3種類に区分されております。強制徴収公債権は、市税、国民健康保険税、介護保
険料などがございます。滞納が発生しますと強制徴収することができますので、預金や給与
などを差し押さえて、強制的に回収することができます。非強制徴収公債権と私債権は、児
童扶養手当返還金、市営住宅使用料、学校給食費などがございますが、滞納となりますと、
民間の債権回収と同じように、司法手続による強制執行が必要になります。

お手元の資料ナンバー1をごらんください。

次に、債権の時効についてですが、強制徴収公債権と非強制徴収公債権は、時効になりま
すと債権が消滅しますので、市が徴収することも、債務者から納付することもできません。

一方、私債権は、債務者からの時効の援用がなければ債権は消滅しません。そのため、いつまでも債権を管理することになります。

続いて、可児市の債権管理の状況でございますが、債権管理の業務は各担当課で行っており、徴収指導を収納課が行っているものの、徴収管理に必要な知識や経験、訴訟への対応を含めた各種手続に各課ばらつきがあり、体制は十分とは言えない状況です。そのため、債権管理の適正化を図ることを目的としまして、債権管理条例の制定の議案を上程します。

それでは、条例の規定について御説明いたします。

第1条、条例の目的を規定しております。

第2条は用語の定義でございます。1号は、金銭の給付を目的とする権利を、この条例において、市の債権としております。2号は、3種類に区分されます債権の中で、強制徴収公債権を強制徴収債権としております。3号は、非強制徴収公債権と私債権を非強制徴収債権としております。

次に、第3条は、他の法令とこの条例の関係でございます。

第4条は市長の責務でございます。

第5条は台帳整備について、第6条は徴収計画の作成について規定しております。

次に、第7条は、債務者の情報を収集し、利用できることを定めております。ただし、特定個人情報と秘密となる税務情報は除外しております。収集、利用、提供に当たっては、債権管理の業務を行う上で必要となります1号から6号に限定しております。

1号から6号の内容でございますが、1号は債務者との連絡に必要な情報、2号は債務者の滞納状況の情報、3号は強制執行などの実施情報、4号は生活保護の受給情報、5号は修学困難による援助の情報、6号は強制執行を行うために必要な勤務先、預金などの情報でございます。

第2項は、債務者情報が債権管理の事務以外の目的に使用されないよう、適正管理することを規定しております。

次の第8条の督促、第9条の滞納処分等、第10条の強制執行等につきましては、地方税法と地方自治法で規定されておりますが、確認事項として載せております。

第11条は、非強制徴収債権の放棄の規定でございます。あらゆる徴収努力をしても徴収見込みがない債権については、1号から6号に限りまして、議決によらず債権を放棄することができることを定めております。

1号から6号の内容でございますが、1号は時効の援用を要する非強制徴収債権、私債権になりますけれども、消滅時効に係る時効期間が満了したとき、2号は、破産法などにより、債務者が債権につき、その責任を免れたとき、3号は、限定承認があった場合で、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用と、ほかの債権の合計額を超えないとき、4号は、強制執行を行っても完全に徴収し切れず、債務が残っている状態において、債務者が無資力の状態であるとき、5号は、徴収停止をした後、相当期間を経過しても状況に変わりがないとき、6号は、生活保護を受け、資力の回復が困難であるときとしております。

2項は、債権放棄したときは、議会に報告することを規定しております。

第12条は、第5項にあります台帳の整備の方法などを規則で定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第64号に対する質疑を行います。

○委員（山根一男君） 今、第11条の説明のところ、議決によらず債権を放棄できるのが6項目ということですが、逆に議決を必要とするものはどういう場合があるんですか。

○収納課長（鈴木広行君） 今回の債権管理条例で、債権の放棄についての法規ということですので、地方自治法第96条にあります権利の放棄についてはいろいろ出てくるのですが、この条例とは別に発生すると思われしますので、そのように条例で明確にしております。以上です。

○委員（可児慶志君） 確認ですけど、債権の放棄というのは、金額の限度というのは、ちなみに全然定めていないのか。

○収納課長（鈴木広行君） 金額についてですけども、放棄につきましては金額よりも生活状況、生活実態で判断するというふうに考えておりますので、今回金額ということでは考えておりません。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑はよろしかったですか。

じゃあ済みません、私のほうから。

非強制徴収公債権、これ具体的な事例があれば教えていただきたいんですが、この6項目に該当すれば放棄できるというんですけれども、その具体的な事例、ケースをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○収納課長（鈴木広行君） 非強制徴収公債権というのは、資料1の図面の一番下にあります国民健康保険療養給付費の返還金とか、児童扶養手当返還金、あと私債権のほうでいいますと、水道料金、学校給食費、市営住宅使用料等がございます。具体的な放棄ということですが、例えば第6号生活保護を受けた場合ですと、その受けた後引き続き資力の回復が困難である場合は、債権を放棄するというものでございます。

あと、4号を見ますと、強制執行した後でも完全に徴収し切れずということで、強制執行した後でも引き続き債権が残っている状況で、徴収の見込みがない、債務者も無資力といったときに該当するというものでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

委員の皆さん、よろしかったですか、ほかに。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第64号 可児市債権管理条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、議題2. 付託案件を全て終了いたします。

以降の議事の説明を行う方以外は、順次御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

それではここで10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議題3. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等についての報告を議題といたします。

それではまず、可児市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それではよろしく願いいたします。

委員会資料のナンバー2、A4、1枚の資料でございますが、こちらをごらんください。

この条例の改正につきましては、12月議会に上程をさせていただこうというものでございます。内容につきましては、平成25年度以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に現在引き上げられておるという状況でございます。平成25年度、平成26年度定年退職者につきましては61歳で支給、平成27年度、平成28年度定年退職者につきましては62歳から支給、その後、平成29年度、平成30年度、2年間につきましては63歳ということで、2年置きに1歳ずつ引き上げられて、平成33年からになりますかね、ここが65歳になると。65歳から年金の支給が受けられるということで、年金支給が段階的に引き上げられておる状況でございます。

これに伴いまして、当然ながら、60歳で定年退職でございますので、年金支給を受けるまでが無収入期間ということになってまいります。この無収入期間を無収入とさせないように、雇用と年金の接続につきましては、平成25年、政府のほうで閣議決定されまして、国家公務員、地方公務員についても再任用するという通知がございまして、全国的に平成26年度から再任用が運用されておるという状況でございます。可児市につきましても、今年度で2年目再任用しておるという状況でございます。

今年度、人事院勧告につきましては、8月に勧告がございました。これにつきましては、その内容の中で再任用にも触れられておりまして、高齢層の職員の能力と経験の活用の観点からも、フルタイム中心で再任用をなさいたいということで求められております。現在、可児市の運用につきましては、再任用期間、61歳でございますので、1年間ということで任用し

ておりますが、ここ2年は短時間採用ということで採用をしております。

来年度からは62歳ということで、当然ながら、61歳の年には無収入ということになってまいりますので、あわせて、年金が平成27年10月から、今までは共済年金でございましたが、厚生年金と一元化されたということによりまして、年金の支給停止調整額というものがございまして、これは年金と賃金の合計の月額がある一定以上を超えた場合について、年金が一部停止、全額停止される金額でございまして、これが共済年金と厚生年金が一元化されたことによって、47万円から28万円に減額されるということでございまして、こういったことも伴って、来年度からの再任用につきましては、全員フルタイムで任用していくということで方向性を出しました。

当然ながら、フルタイムで再任用するというところでございまして、職員定数に入っております。そこで、資料の表でございまして、定年退職した職員を全て再任用した場合につきましては、表がそれぞれございまして、平成28年度は10名、これは平成27年度末で10名定年退職して、その人が10名とも再任用を受けた場合につきましては、533名という数字になってまいります。これは、今、定員管理計画上、60歳までの正職員については今523名の計画の中で運用しておりまして、それプラス10名ということで533名という形になってまいります。

その後、平成29年度で、平成27年度末と平成28年度末で定年退職した職員が全て再任用を受けた場合は24名がプラスになるという表の見方でございまして、今後10年間で、平成35年を見ていただくと、定年退職者全てが再任用を受けた場合、73人ふえるということで、その合計が596人という数字になってまいります。今後10年を見たときに、この596人という数字が最大の数字でございまして、条例の改正につきましては、この数字を見込んで596人の定員に改正をしたいというものでございまして、基本的には、12月議会に上程させていただく予定ですのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（可児慶志君） 基本的には賛成するところだと思いますが、ただ経常経費がかなりまたふえていくのか、また経常経費がふえれば、ただでさえ投資的経費がないところへまたそれが圧迫をかける。その辺のバランスというのは、企画部としてはどんなふうを考えているのかなというのがちょっと聞きたいですね。

○企画部長（佐藤 誠君） 当然、今お話しされましたように、投資的経費というのは、以前示させていただいたように、右肩下がりになってしまっていて、投資的経費に充てる分というのがかなり減ってしまうというような状況にある中で、やはり今言われたような部分というのは、固定経費に当然つながってくるわけですので、そうしますと、この職員定数条例の改正に伴って、さらに再任用の職員をこのようにふやすということは、これを受けとめた中で、いかに投資的経費をふやしていくかという部分で、さまざまな施策を打つ中で、例えば市民税というふうにいけますと、これはどうしても退職者がふえてまいりますし、年金の生活者

がふえてくる中で、これは1人当たり下がってきます。そうすると、あと固定資産税であったりとか、それ以外の収入というものをふやして投資的経費というものをふやすということとともに、あとファシリティーマネジメントの観点からしますと、かなり公共施設というのが更新を迎えてくる中であって、同じだけそれを維持していくのかどうかということも当然考えていきますと、以前お話をさせていただいたように、約35%程度は縮減しなければならないというようなところもありますので、そういったものをトータルで考える中で、少しでも投資的経費というものは維持していきたいというふうに考えております。

○委員（可児慶志君） もう1つ、定数をふやしていくと、この部分については、基準財政需要額の算定基準に入ってくるわけですか、その辺を。

○市長公室長（前田伸寿君） おっしゃるとおりだというふうに理解しています。

○委員（可児慶志君） 地方交付税対象金額が増額するというので、少しは貢献できるという部分もあるということやね。

○市長公室長（前田伸寿君） はい。おっしゃるとおりだというふうに理解しております。

○委員（山根一男君） 現状でもいいですけど、再任用の場合は、収入的には何割ぐらいになりますか、フルタイムの場合はまだないかもしれませんが。それと、心配するのは、法律ですからいたし方ないというか、社会の流れかもしれないんですけども、それによって新規採用が少なくなってしまうとか、市役所の活力がどうなのかとか、再任用の方の役職はないのかな、どのような働き方をするのか、ざくっと今想定できる範囲内で結構なんですけれども教えていただけませんか。

○市長公室長（前田伸寿君） まず収入の面ですが、それぞれ今給料表がございまして、1級から7級までございます。7級は部長、6級は課長、5級は課長補佐という形での給料額で支給しております。全県的にも、そのままスライドというのは基本的にございませぬので、高いところだと、定年退職時に7級であった人が5級の給与をもらっておるというところもございませぬ。これは、要は部長をやっておった方が再任用で5級ということは、課長補佐ということになりますので、可児市ではないですけど、よそでは定年後も課長補佐で組織の中に位置づけられておるというところもあります。

可児市自体、まだ今そこら辺は検討中ですが、2級落としにするのか、3級落としにするのかということも含めて、今現在は検討中ですが、年間総収入でいくと半分までは行きませんが、6割ぐらいの程度になろうかというふうに思っています。その支給する給料表の級によって、当然現職もそうですけれど、部長、課長、課長補佐、係長、主任主査という形になりますので、4級であると係長級と主任主査級でありますので、そういった職で当然職務は行っていただくということになります。

○委員（山根一男君） もう1点、これによって、新人の採用とかに影響があるんじゃないかと。

○市長公室長（前田伸寿君） 済みません。

この資料を見ていただいて、平成35年ですと596人と言いましたけれど、これは73人再任

用がおります。それを引きますと、523人という数字が出てきます。これはどの年度もそうなのですが、523人の中で、当然新規採用も考慮しておると。再任用を任用することによって、新規採用がとれないという状況になりますと、組織も活性化しませんし、衰退していきますので、平均でしか言えませんが、新規採用職員については毎年15人程度はとれるような形で管理計画を運用していくという形で、それより出る形で再任用は任用していくという形でおりますので、毎年新規採用はしていきたいという形で考えております。

○委員（山根一男君） そうしますと、臨時職員の採用が減ってくるだろうという予測になりますか。それとも、再任用された方にまた新たな仕事をつくっていくという話にはなるのでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 現在の状況ですが、かなり可児市につきましては、職員の不足の中で、臨時職員の方にお世話になっておるとい部分もあります。そういった中で、再任用職員は正職員になりますので、即時の判断とか、責任性という観点からすると、臨時職員が行っている部分を再任用職員が行うという形になれば、市民サービスは向上をしていくというふうに考えておりますので、これからの再任用職員の配属先については、当然ながら現段階でも正職員が不足しておる部分がありますので、そういうところへの配属と、中にはやっぱり臨時職員がやってみえる業務の中で、同数ではないと思いますが、それを越える部分で、要は臨時職員が3人お見えになるところで、再任用が2人でこなせるというようなことも想定できますので、そういったところで配属は考えていきたいというふうに考えております。

○委員（大平伸二君） ちょっと疑問なんですけれども、再任用する方法論というか、本人の申し出によって再任用されるのか、一旦退職されて、再試験というか、何か面接とか等々をやって、そういう制度はあるのか、それをちょっと教えていただけませんか。

○市長公室長（前田伸寿君） 再任用につきましては条例がございます。運用についても規則というか、規程は持っております、基本的に60歳になると定年退職になります。公務員としての任用でございますので、採用試験等はございませんので、あくまでも本人への希望調査をとって、任用してほしいということであれば、運用規程に沿って、従前の勤務成績、勤務態度の判断の中で、任用するしないという判断をしていきます。再任用の開始は、職員と同じ、辞令交付によって開始をするというものでございます。採用試験等はございません。

○委員（大平伸二君） この条例改正の話でいきますと、今までは1日3時間というフルタイムじゃない扱いでやってみえたと。今回、これによると、フルタイムを中心とした扱いになるということになるんですね。

○市長公室長（前田伸寿君） ことしの場合は、週31時間という勤務でやっていただいております、一番わかりやすいのが週5日というのが普通、午前8時半から午後5時15分という勤務がフルタイムでございますけれども、今年度任用しておる再任用職員は週31時間ということで、基本的に4分の3を超えると、短時間であっても定数に入りますので、4分の3以内に抑えなければならないというところがあって、基本的に4分の3というのは、週5日間のう

ちの4日間で、午前8時半から午後5時までですね。15分切ると、4日間。そうすると、5日のうち4日間務められると。配属部署によって、開始時間とか違いますんであれですけども、基本的には週5日間のうち4日間勤めていただくということで短時間ということになります。

定数カウントに入らないとともに、年金も支給されると、両方が収入になってまいりまして、両方フルにもらえて生活ができるという部分がございますので、昨年度、今年度については短時間で再任用したという事情でございます。

○委員（山根一男君） ちょっと今の大平委員の質疑に追加で、再任用を希望しても、評価によっては断る場合もあるということになるのでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） おっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げましたように、ちょっと済みません、きょうその資料を持っておりませんので、定年間際の一、二年の勤務態度とか勤務成績、それから体調ですね、病気休暇をしておったとか、そういう人に関しては、せっかく再任用してもまた病気休暇に入られる可能性もありますので、そういうことも総合的に判断した上で、任用するかしないかという判断はさせていただくという形でございます。

○委員長（澤野 伸君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

また、条例の改正の上程があったときには、皆さん、しっかりまた議論していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、行政不服審査法の改正に伴う条例制定及び一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、このたび、行政不服審査法が全部改正をされまして、これに伴いまして、新たな条例の制定、それと条例の一部改正が必要になりましたので、これからその概要につきまして、総務課長から御説明をさせていただきます。

○総務課長（杉山 修君） それでは、資料3をごらんいただけますでしょうか。

この行政不服審査法関連三法の概要というのが一番上にございます。この総務省が出している資料に基づいて御説明をさせていただきます。

これにつきましては、先ほど部長が申し上げました新規制定1つと、3つの改正条例を12月定例会でお願いをしたいというものでございますが、この条例制定改廃の直接の原因となるのは、この関連三法のうち、行政不服審査法ということになってまいります。これは、次の四角の中に書いてございまして、処分に関して、国民が行政庁に不服を申し立てる制度である不服申し立てについて、1つは公平性の向上、2つ目は使いやすさの向上の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われたというものでございまして、この新たな行政不服審査法というのは、平成26年6月13日に公布されておりまして、2年以内に施行と、この法律の中で規定されております。施行日は、まだ今は政令で定める日とされていまして未定

でございますが、今のところ、平成28年4月1日施行ということが確実視されております。

この行政不服審査法の主なポイントは3つございまして、そこに書いてある丸がその1つずつのポイントなんです。この1つ目がそこに書いてございまして、審理員による審理手続と、第三者機関への諮問手続の導入ということで、具体的には、処分に関与しない職員の中から指名される審理員が公平に審理する。あるいは、有識者から成る第三者機関が市長等の判断をチェックすることにより、公正性の向上を図るとございまして、この資料の中ほどのフロー図の右側が改正後の流れになっておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、新たな不服申し立ての流れとしましては、この改正後の左下のほうの審査請求人（国民）というところからまず不服申し立てを、真ん中のところの審理員が受けて、これを審理しまして、採決の案を作成して、右上の審査庁である市長に提出をいたします。市長はそれを、左のほうにある第三者機関に諮問しまして、そこから答申を受けた上で、審理に対する採決を行うというのが新しい流れになってまいります。

これが可児市条例とどう関係するかということでございまして、可児市情報公開条例と可児市個人情報保護条例の中に、情報公開審査会というのと、個人情報保護審査会というものがございまして、この中で不服申し立て審査機能を持っております。この不服申し立て審査機能を新たな第三者機関に集約していくということと、集約したその機能を新たな可児市行政不服審査条例におきまして、第三者機関として行政不服審査会を設置するというふうなことになると思います。

もう1つは、審査請求人というのはそこに書いてございまして、関係書類の謄写が可能ということでございまして、その謄写手数料を手数料徴収条例中に定めるという関係になってまいります。ポイントの2つ目、その下に書いてございまして、不服申し立ての手続を審査請求に一本化して異議申し立てを廃止するというのと、もう1つは、審査請求ができる期間が現行の60日から3カ月に延長されると。これらによりまして、この制度の使いやすさの向上を図るというものでございます。

また、ここから先、ちょっと先ほどの可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例と同じような話になってしまって恐縮なんです。今御説明した中に、実は可児市個人情報保護条例と可児市手数料徴収条例が出てまいりましたけど、実はこの9月定例会に、番号法関連で一部改正条例を上程させていただいております。できることなら、今定例会で、この行政不服審査法関連の改正も含めまして上程したいと考えておったところなんです。これも国において、当初は夏ごろに関係整理やマニュアルの整備をするというふうな予定だったんですが、これが大幅におくれまして、この間の通知によりまして、もう11月以降になるという見込みになっておりまして、可児市個人情報保護条例と可児市手数料徴収条例につきましては、12月定例会で改めて一部改正をお願いしたいというふうに考えております。

この12月定例会で議決をいただければ、平成28年4月からの行政不服審査法の施行に向けまして、1月以降は関係規則の整備であるとか、第三者機関の委員の任命とか、審理員の指

名とか、市民の皆様や職員への周知等の事務期間としたいと考えておりますが、ただし総務省からの通知によりますと、関係整備やマニュアルの整備がさらにおくれる可能性もあると。国のほうも、今、番号法で手いっぱい、ちょっとどうも全体にスケジュールがおくれているようでございまして、その場合は、この行政不服審査法関連の条例制定と一部改正を12月じゃなくて、3月定例会へ繰り延べざるを得ないということも考えておりますので、申しわけないですが、それにつきましてもお含みおきをいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

ちょっと私のほうから済みません。

審査請求できるのが期間延長になったということなんですけれども、それに伴って、行政執行等々の執行がおくれることになるわけですね。そうなったときに、そういう日数的な規定で、本市において改正を伴うような条例というのは、どれぐらいあるんですか。

○総務課長（杉山 修君） 今のところ、この行政不服審査法というのは、条例によらずに、もう日本全国一律適用するという法律でございます。そこが行政手続法とか行政手続条例と違うところでございまして、そうなりますと、日本全国もうこれでやっていくということになります。ということは、そういう規定は条例上で必要ないということになっておりまして、条例上は、教示文の中にも60日以内にお知らせくださいというものがございますが、今確認している限りでは、全て規則以下の規定の中に入っておりますので、ただしこれは山のようにございますので、それもございまして、何とか12月で議決をいただいて、4月までに準備をしたいというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） 済みません。ありがとうございました。

委員の皆さんよろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは発言もないようですので、これで終了いたします。

続きまして、可児市第4次総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） それでは、可児市第4次総合計画基本計画の策定についてということでございます。

この計画につきましては、前期基本計画でございますが、今年度で終了することに伴いまして、平成28年度から平成31年度までを計画期間といたします後期基本計画を現在策定しておりますので、その概要につきまして、総合政策課長が説明をいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 資料の4番をお願いします。

まず1枚目でございます。

総合計画には、上段にありますように、まちづくりの基本理念、まちの将来像など、基本構想がございますが、その基本構想については、後期についてもそのまま継承をしております。それで、左上のところに、実現化する姿として、住みごこち一番・可児、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造、これについては、後期の基本計画でより具体化、重点化させる姿として設定をいたしました。

また、その下に、重点方針の1から4までございます。この重点方針に沿って施策を考えていきたいということで、この1枚目の上段、まちづくりの基本目標1から5まで、前期はこの5つの柱で施策を組んでおりましたが、後期については、左側の重点方針に沿って施策を組んでいくというものでございます。そこがございますように、それぞれ前期の基本目標を横断する形で後期の施策をつくっておるというところでございます。

具体的には、2枚目以降で簡単に御説明をしたいと思います。

それぞれ重点方針の考え方や重点的な3つの取り組み、またそれを構成する施策という内容で4つの柱を構成していきたいというふうにしております。

まず、重点方針の1. 高齢者の安気づくりでございます。重点的な取り組みとして、健康・生きがいづくり、支え合いの地域づくり、適切な医療・福祉の体制づくり、こういったものを掲げまして、3つの施策で、高齢になっても住みなれた地域でいつまでも暮らし続けることができるまちをつくと、そういったものを進めてまいります。

1枚めくっていただきまして、重点方針の2. 子育て世代の安心づくりでございます。

ここでは、1つ目として、安心して子育てできる環境づくり、2つ目として、日本一子ども心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育のまちづくり、3つ目として、ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人を育むまちづくりといった重点的な取り組みをベースにしまして、子供と子育てにかかわる4つの施策を位置づけております。

続きまして、重点方針の3でございます。

地域・経済の元気づくりという柱でございます。

1つ目として、観光交流人口の拡大による活気に満ちた地域づくり、2つ目、働く場の創出につながる活力ある地域経済づくり、3つ目として、郷土への誇りと愛着を高める元気な地域社会づくり、こういった重点的な取り組みを進めるために、ここでは5つの施策をもって元気な地域・経済づくりを進める施策を位置づけております。

次、重点方針の4は、まちの安全づくりでございます。災害に強いまちづくり、安全で暮らしやすいまちづくり、市民生活の安心づくりという3つの重点的な取り組みに対して、幅広く8つの施策をもって、まちの安全や安心にかかわる施策を進めていくというような位置づけをしてございます。

きょう、お示ししましたのは、後期の基本計画の施策の体系のようなものでございまして、今後、10月、11月には、総合計画審議会において具体的な取り組みについて審議を進めていく予定でございます。平成28年1月にパブリックコメントを予定しておりまして、12月議会

において、パブリックコメントに付する案の説明をさせていただきたいと思っております。策定については、来年3月を予定しておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして質疑のある方。

○委員（可児慶志君） 従来の基本計画の推進の仕方って、基本目標というのが大体部署別の形になっていたというような大まかな印象ですよ。今度、縦系列になってくると、部署を横断してくるといふ格好になるような気がするんですが、その辺、組織編成の問題と、あるいは課題への処理の仕方ですね、事業の。その辺はどのように、例えば横断的なプロジェクトチームという形成のほうでやるのかどうか、その辺をちょっと、思いとかをちょっと教えてもらいたいです。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） これについては、今おっしゃったように、横断的に取り組んでいくということで、組織を変えるということではなくて、現状の組織の中で協力をしながら進めていくといった形を想定しております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで終了いたします。

続きまして、可児市人口ビジョン及び可児市総合戦略の策定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この人口ビジョンと総合戦略につきましては、8月に開催をいただきましたこの委員会で中間案を説明させていただいております。本日は、その中間案の修正をした案をお配りしております。また、当日の配付分としまして、A3版の概要資料も合わせて出させていただきます。また、後ほど触れさせていただきますが、まず事前にお配りした資料の5の1、人口ビジョンでございます。8月の案からの変更箇所を簡単に御説明いたします。

人口ビジョンの2ページ目のところに、岐阜県の人口ビジョンがございます。これについては、ことし2月の暫定案をお載せしておりましたが、8月に県から案が出ましたので、差しかえをさせていただいております。内容的にはほぼ同じものでございます。

20ページをごらんください。

市民のアンケート調査をやっております。平成28年8月には、別冊でアンケート調査の結果をお配りしておりますが、定住ですとか、結婚、出産、子育てに関するアンケート結果を抜き出しまして、この人口ビジョンの中に、28ページまでの間に載せさせていただいております。

それから、30ページ以降については、人口の推計値等は前回と同じでございますが、8月の時点では、試算をした幾つかのパターンをお示しさせていただいておりますけれども、そういったものは削除をさせていただいております。

次に、総合戦略の変更点について御説明をさせていただきます。

資料の5の2。修正点は2ページをごらんください。

ここでは、推進・検討体制ということで、PDCAによって検証していくこと、それから外部の組織を設けて検証していくということを新たに追加させていただいております。

それから4ページでございます。

これは、岐阜県の総合戦略でございますが、人口ビジョンと同様に、平成27年8月に案が改めて示されましたので、その内容を記載させていただいております。内容的には同じでございますが、特に中段の基本目標というものを県のほうも数値として示して、これを出しております。

次に、5ページをごらんください。

5ページの下側に、基本目標とありますが、これについても内容を変えているわけではございませんが、8月の案よりも少し簡略化をしまして、元気、魅力、希望、安心という4つのキーワードと基本目標という形に整理をさせていただいております。

6ページから20ページまで、具体的な施策をうたうところでございますが、7ページをごらんいただきますと、上のところに数値目標、基準値、目標値とございますが、前回基準値だけのものが多かったんですけども、平成31年度の目標値というものを入っております。また、7ページの一番下には、重要業績評価指標、KPIと言われるものがありますけれども、それについても目標値を入れておりますが、さらに基準値を入れられるような形に追加をしております。

また、この目標値、それからKPI、あるいは施策の内容、いずれも外部の委員が入ったまち・ひと・しごと創生推進会議で協議中ございまして、現在検討中で目標値が入っていないものもございます。今後、協議の上、追加、あるいは修正等をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、内容的に変更したところは17ページでございます。

一番上の⑤、子供たちにふるさとのよさを伝えます。これについては、前回から追加をしております。再掲ということで、13ページにも同じ施策がございまして、改めて教育に関する取り組みの中にもこの施策を入れたほうが良いというまち・ひと・しごと創生推進会議の意見により追加をしております。また、同じく17ページの下半分でございますが、結婚への機会づくりということで、これについても追加をしております。

次に、本日、資料としてお配りをいたしましたA3版の概要版でございます。

こちらの概要版で、現在の人口ビジョン、総合戦略の全体像を見ていただけます。人口ビジョンについては左側ございまして、一番下にありますように、将来の人口展望、2060年に人口8万人等ということになっております。それから、右側に総合戦略でございまして、基本目標や数値目標、主な施策、それから重要業績指標のKPI、そういったものを概要として載せております。

現在のこの案につきまして、予定では、あしたから今月いっぱいホームページに載せて御

意見をいただく予定でございます。また、10月には、また改めて、総務企画委員会に最終案をお示しさせていただきたいと考えております。今後、10月にまち・ひと・しごと創生推進会議も2回予定しておりますので、そういった協議を経ながら、10月30日までに策定をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆さん何か御質疑あれば。

○委員（可児慶志君） 県のほうで指標がいろいろ出ていましたね、総合戦略。その辺との連動というのは、僕もきょう資料をもらったばかりなので十分検証し切れていないんだけど、その辺はうまく連動した形でやっているのかな、目標値とか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 大きな方向としては、人を呼び込んで、仕事をつくって定住してもらい、あるいは子育てしやすいまちをつくって定住してもらいという流れの中で、それぞれ地域の特性を生かしたものをやっていくということでございますので、方向としては一緒でございます。

○委員（山根一男君） 今の可児委員の質問に連動しますけど、例えば基本目標で、移住者定数1,000人というのが県のほうで出てきましたですね。これに対して、可児市はそのうちの何人とか、そういう連動の仕方は全くないんでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 県の目標については、県のほうで独自に設定をされております。それで、可児市として具体的に今連動するというような目標値は持っておりませんが、可児市としても転入をふやし、転出を抑制するというような施策は打っていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは発言もないようですので、これで終了させていただきます。

次に、新市建設計画（可児市まちづくりビジョン）の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 新市建設計画（可児市まちづくりビジョン）につきましては、平成28年3月で終了いたしますけれども、法律の一部改正に伴いまして、合併特例債の特例期間が5年間延長されたことに伴いまして、計画を見直すものでございますので、総合政策課長がその詳細につきまして御説明をいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 計画の変更については、今部長が申し上げましたとおりでございます。資料の6番と、あと本日、新可児市まちづくりビジョンという計画書もお配りしております。これは、平成16年に策定をされて、平成17年5月からの計画ということで動いております。少し時がたっておりますので、改めて配付をさせていただいたところです。

それで、変更につきましては、まずこの資料の6にございますように、合併特例債を起債できる期間が5年間延長されたことに伴って、可児市も合併特例債を活用して事業を進めるために、この計画の期間延長などをやっていこうというものでございまして、変更箇所等に

については、1ページ目の下からございますが、まず計画期間ですが、来年の3月までとなっているものを5年間延長しまして、平成33年3月までというふうに5カ年延長をいたします。

それから次に、主要指標の見直しでございますが、附属のA3横の資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

これは、右側が現在の計画、左側、新とあるほうに変更案に載せようと思っておるものがございますが、それぞれ人口、世帯数等について、実績値や新たな推計値に変更をしております。なお、3つ目の就業者人口については、今回改めて推計は行いません。

それから、計画の施策の内容の変更でございます。計画書でいきますと、34ページからこの計画が載っております。それぞれ現在の総合計画とは異なりますが、新市建設計画として施策を幾つも位置づけております。今回、この中で、部分的に変更するというものがございますが、変更箇所については、先ほど見ていただいたA3の裏、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

今、変更箇所だけを抜き出しておりますので、少しわかりにくい形で恐縮でございますが、追加をしておりますのは、合併特例債の起債対象となり得る公共的施設の整備に関連するものがございます。まず現在の予定としましては、上のほうにあります(2)の③の5という表示の後に、B&G海洋センタープール、1つ飛んで、文化創造センターの大規模改修事業等、こういった事業が今後起債対象となり得るということで、こういったものの追加というのを考えております。現在、可能性のある事業を精査しておりまして、今後修正をする予定でございますので、よろしく願いいたします。

それ以外にも追加しておりますのは、現在進めておる4つの重点方針に沿って行っておる重点事業などについても追加をしております。

それから、県の事業もこの計画の中に位置づけをされておりまして、A3の資料でいきますと3ページ目に入ります。

下のほうに、第7章の県事業の推進というふうにありますけれども、県事業についても、この計画に位置づけられていなくて現在進んでいるもの、あるいは新たに市から要望するものなどを追加したいというふうに考えております。

続きまして、A3の4ページ目、一番裏でございますが、財政計画でございます。これも計画の中に位置づけられておりますが、これは、今現在、昨年度策定をした財政計画でございます。これについては、今年度、平成27年度版の財政計画を改めて立てますので、新たに策定したものと差しかえをする予定ですが、こういった財政計画もこの計画の中で変更してまいります。

A4の資料の裏側をお願いしたいと思います。

今、申し上げたようなことを変更の予定をしておりますが、今後のスケジュールとして、この計画の変更に当たっては、兼山地域審議会の意見を聞いてつくるということになっておりますので、兼山地域審議会を今後予定しておりますし、また岐阜県との協議も必要になってまいりますので、そういった協議も経て、変更計画をつくってまいります。12月議会にお

いて、改めてパブリックコメントに付する案を御説明させていただき、この計画の変更は議会の議決が必要でございますので、3月議会で議決をお願いする予定でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので終了させていただきます。

市長公室長より、追加事項の申し出がありましたので、追加でよろしくお願をいたします。

○市長公室長（前田伸寿君） それではよろしくお願いたします。

資料のほうはございません。

平成27年度の人事院勧告、8月に勧告がなされました。可児市におきましては、国の人事院勧告に準拠して、給与等の改正をしております。今年度の中身につきましては、民間との給与格差で、民間を下回っておるということで、給料表の水準の引き上げ、それから地域手当の支給割合の引き上げ、それからボーナスにつきましては、民間よりも0.1カ月分低いということで、0.1カ月分を配分するという形でございます。

そのほか、給与制度の総合的見直しという部分も勧告がございましたが、こちらについては、今のところ、可児市において何か見直すというところはほとんど関係ないと思っておりますけれども、こういった点で、これからこういった形にするかも検討させていただきまして、12月議会に給与条例等の改正を上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、人事院勧告の内容につきましても、今後、説明会、それから県のほうからの連絡等ございますので、12月議会前の議会全員協議会等で説明の機会をいただきまして、詳細について説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして、何か質疑等々ありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは閉じさせていただきます。

○企画部長（佐藤 誠君） 先ほど御説明をさせていただきました人口ビジョン、それから総合戦略につきまして、まち・ひと・しごと創生推進会議のほうで、また協議のほうを進めていただくわけですが、最終的なものにつきまして、10月14日の総務企画委員会で御説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） はい、わかりました。

これで、議題3. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等についての報告を全て終了とさせていただきます。

以降の議事の説明を行う方以外は、順次御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議題4. 報告事項に移ります。

まず初めに、企業の本社機能の移転・拡充に係る地域再生計画についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（宮崎卓也君） 資料7をごらんください。

企業の本社機能の移転・拡充に係る地域再生計画について御報告いたします。

ことし8月でございますが、地域再生法の改正法が施行されまして、その中で、地域再生を図るために、地方公共団体が実施することができる事業の一つといたしまして、本社機能の地方移転を促進する事業というものが位置づけられました。これは、本社機能の地方移転を促進することによりまして、地方における良質な雇用の場の確保とか経済基盤の強化を図るということを目的とするものでございます。ここでいいます本社機能と申しますのは、調査・企画部門とか国際事業部門などを有する事務所、それから研究開発施設、研修施設なども含まれます。ただし、本社機能を有さない単なる工場とか店舗、それから営業所などにつきましては、この対象とはなりません。

2番の事業概要のほうですが、この事業を実施するためには、地方公共団体がこの事業を位置づけた地域再生計画というものを作成いたしまして、国の認可を得る必要がございます。また、事業者側のほうは、本社機能移転を行うに当たりまして、これはちょっと長い名前なんですけど、地方活力向上地域特定業務施設整備計画というものを作成いたしまして、これは県の認可を得る必要がございます。これが認可されますと、事業者には債務保証とか、あと国税、地方税の減税などの優遇措置が受けられるというメリットがございまして、それによりまして、本社機能移転が促進されるという仕組みでございます。

なお、優遇税制に係る地方公共団体の減収分につきましては、ここに交付金とは書いてありますが、正確には普通交付税によりまして、地方公共団体へ一部補填されるということになっております。

3点目、これまでの経緯でございますが、岐阜県がほかの県に先んじまして、計画策定を行うという意向のもと、県内を4ブロックに分けまして計画案を作成しまして、8月末に国へ申請しております。可児市は、その中の東濃クロスエリアというエリア、東濃地区のエリアですけれども、そちらに位置づけられております。この県の計画策定に伴いまして、県内の各市町村のほうから、計画の対象とするエリアと市町村で実施する事業というものを県の

ほうへ報告しております。

その内容が4番以降です。

4の(1)でございますが、まずこの対象エリアについてですが、これには移転型エリアと拡充型エリアというものがございます。移転型エリアについては、東京23区内からの移転というものが対象になっております。それから、拡充型エリアは、東京23区を除く地方での拡充というものが対象になっております。可児市では、これは図を資料につけておりますが、別図のとおり、黄色と青色で表示した地域が移転型エリア、それから青色の地域が拡充型エリアですから、拡充型エリアは移転型エリアとかぶっているという形でございます。

このエリア指定につきましては、県の示す基準というものに基づくものでございまして、移転型エリアは、ここに書いてございますように、工業系の用途とか、商業系用途を含む地域、それから立地が見込める地域を大字単位で指定しなさいということになっておりますので、そのように指定しております。それから、拡充型エリアについては、移転型エリアのうち、さらに産業集積の進んでいる地域とか工業団地、それから具体的に今計画がある地域を地番で指定しなさいということを示しております。

なお、この計画につきましては、年3回変更が可能ということでございまして、今回の指定エリア外で、もしも企業の移転・拡充などがあるような場合につきましては、随時、計画変更の手続によりましてエリア変更を行うことが可能ではございます。

次に、4の(2)ですが、こちらのほうは、市が行う事業といたしまして、本社機能移転促進のために行う事業でございますが、用地・施設の整備状況に関する情報提供を行うとか、従業員の生活面での支援、あるいは人材確保に関する支援など、各種支援を行うということと、あと固定資産税の不均一課税の実施、助成制度の創設、既存制度の拡充、そういったものを計画に位置づけております。

今後のスケジュールといたしましては、今月末ごろになると思っておりますけれども、国からの計画認定がある予定でございまして、認定と同時に計画が施行されるということになります。

なお、市が行っていく事業のうち、固定資産税の不均一課税を実施する場合につきましては、条例の制定が必要となってきますので、その場合においては、条例制定ということで、早ければ3月議会に上程するような予定で考えております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

○観光経済部長（牛江 宏君） 補足だけさせていただきます。

非常にいい制度だというふうに説明はさせていただいたんですが、実態的にいきますと、今のところ、東京から本社をすぐ移転するというのも、町工場がそのまま移転してくるということでは、簡単に対象にならないということもありますので、こういう制度はつくったものの、じゃあ一、二年のうちに何社も岐阜県のほうへ本社機能移転があるのかということ、ちょっと今のところ難しいんじゃないかなあというのが事務サイドの考えでございます。また、これらにおいていろんな情報があるようでしたら、またいただいて、岐阜県とも連携し

ながら、営業活動もしながらこういうことはやっていかないと、単純に口をあけて待っているだけではいけないかなと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員（渡辺仁美君） 民間の企業の本社の機能移転・拡充とはちょっと違うんですけども、数週間前に新聞で得た単純な知識ですが、省庁の機能移転を、これは多分県単位だと思うんです。市ではないと思うんですが、可児市でもそこは受け入れ体制は整うのか、もし来るのであれば、当然同じような目的が持てるのではないかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○観光経済部長（牛江 宏君） 今回の御説明については、今申し上げましたとおり、民間企業ですので、各省庁というものについては、地方創生という、先ほど企画部長が説明しました地方戦略の中で、これは国全体がいろいろ考えていく中で、国から地方へそれぞれの、省庁の本省というわけにはいかないんですけども、出先機関等で移転が可能なものについてはピックアップして、各自治体にも紹介はされているようです。

ただ、中身を見ますと、例えば土地を用意して、本当に来てもらっていい省庁が並んでいるかというところではなかったもので、うちとしては、当時、手は挙げていないという経緯はあるんですけど、国としては国の段階で国の機関を地方へ移転できるものはないということ、これとは別に動いておるということはございます。

○委員（可児慶志君） 後でまたゆっくり聞きたいなと思っていただけで、これまでの経緯の中で、県内4ブロック、可児のエリアは東濃クロスエリアという形なんですけど、これはどういう基準でこういう分け方がされているのかなということをお聞きをさせていただきたいかなと思います。

○経済政策課長（宮崎卓也君） ほかのエリアにつきましては、ちょっと具体的な資料を今県のほうからいただいているんですけども、東濃クロスエリアについては、この名のおり、東海環状とリニアがクロスするエリアということで、可児、御嵩を含めた東濃地域を1つのエリアとして進めていくと。あと、ほかのエリアについては、1つは岐阜と大垣を中心とした西濃のエリア、それからあとは各務原を中心とした中濃のエリア、あと飛騨に郡上を含めたエリア、この4つのエリアで県のほうは進めていくというような状況でございます。

○委員長（澤野 伸君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

済みません、ちょっと私のほうからですけども、これは用途指定の変更も将来的には考えますか。この移転型のみ地域とか入っていますけれども、工場のみは単なる工場等々は大丈夫ということなんですけれども、本社機能を兼ね備えた工場とか、例えば製作会社とか、そういったものになると、住宅地では当然できませんけれども、そういったものを見合わせて、ある程度余裕を持たせるというか、来ていただきやすくするために、用途変更も視野に入れたようなことも今後考えられるのかどうか。

○観光経済部長（牛江 宏君） 今のところは、用途については、別途、都市計画を中心に、都市計画マスタープランの見直しを今進めてもらっているところですので、その中に無理やり、例えば入れるという話はなくて、今の都市計画の通常の見直しの中で、マスタープランに沿った用途の見直しはあるんですけど、この計画とあわせて用途を変更するというものではございません。

ただし、今、委員長が言われましたように、特に大きな本社機能を持った工場がぜひ可見市で土地を探したいというような相談があったときには、そのときに限って、まずはこの区域の変更をすること、あわせて今のような用途の変更が必要かどうかは議論としてあるというふうには考えております。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

皆さんよろしいですかね。

[挙手する者なし]

では、ほかに発言もないようですので、これで終了させていただきます。

次に、企業等の進出状況についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（宮崎卓也君） 資料8をごらんください。

企業等の進出状況について報告いたします。

まず、1項目めの平成27年度中に操業開始する事業所についてでございますが、ことし6月ごろから、二野工業団地におきまして、メトーカケフ株式会社が新工場の本格操業を開始している状況でございます。この工場の規模といたしましては、敷地面積で約1万1,000平米、従業員数は、まず最初の段階で14人、うち新規雇用が7人、そのうち市内在住者が6人という状況でございます。これが1点目でございます。

それから2点目、平成27年度の新規進出事業についてでございます。

現在のところ、2社、工場が進出する予定でございます。

1社は、金属の熱処理工場でございます。二野工業団地に用地の取得もいたしまして、来年度から本格操業を開始するという予定でございます。既に、地元への説明も終わりました。起工式も7月下旬に行っておりますが、現段階で取引先との関係がございまして、積極的な公表は避けたいとの企業側の今の方針がございまして、この場での企業名の発表は控えさせていただきます。

また、もう1社は、自動車部品製造工場でございます。こちらは間もなく用地を取得できるという見込みでございます。用地取得後、着工いたしまして、来年度以降の本格操業を目指している状況でございます。この企業につきましては、まだ用地取得前ということで、企業名、場所とも公表はできませんが、状況が確定いたしましたらお知らせいたします。

次に、セイコークロック社の跡地状況でございます。

二野工業団地の北側の隣接地に、セイコークロック社がございましたが、この会社が昨年の12月に閉鎖いたしました。その跡地、約1万9,000平米でございますが、現在、土地建物

売買の準備のため、いろいろ準備されておりまして、先日、敷地と隣地の境界を画定されたという状況でございます。この跡地につきましては、セイコークロック社の持ち株会社、セイコーホールディングスという会社が現在数社と売買交渉中でございます。

最後に4点目、恵那川上屋の出店につきましてでございます。現在、柿田の国道21号線と県道の多治見八百津線の交差点から南へ100メートルほど行った地点、既に店舗出店のための造成工事中でございますが、従業員数の規模といたしましては、あくまでも今の予定でございますが、全従業員数26人で、うち新規雇用を20人程度とりたいという予定でございます。

この恵那川上屋の事業で注目されますのは、地域に貢献するための事業を実施するという計画を持ってみえるということでございます。具体的には、大きく2つ。1つは、地元産の農産物、栗とか里芋とかを活用した特産品の開発をされると。特に、可児栗、現在のところ、約6トンぐらいが契約できたという話なんですけれども、を使った新たなお菓子の展開を計画しておられまして、本市の農産物の生産工場に資するとともに、ブランド創出にもつながっていくものと考えております。

もう1つは、店舗内に併設予定でございますカフェ、これを地域のコミュニティースペースとして活用するという計画があるということです。ここでは、教室やイベントのほか、子育てサロンとか、高齢者サロンとか、そういった地域の方々それぞれの集いの場として提供されるということのほか、特産市とか展示販売を行ったり、観光などの情報発信の場としても活用していくというような予定を持っております。

こうした地域社会に望ましい効果を有する民間の取り組みに対しましては、総務省の地域経済循環創造事業交付金というものの交付を受けることができることになっております。この交付金は、交付限度額5,000万円で、これは市を通じて交付されるということになっております。8月末に、市から国へ交付申請を済ませたところですが、ただこの交付金につきましては、現在の倍率が3倍ということで、必ず採択されるというものではないという状況ではございます。

もし、この交付金が採択された場合の今後のスケジュールといたしましては、10月末ごろに交付決定があるということでございますので、その後、12月補正予算で議会のほうに上程させていただくというような予定でございます。恵那川上屋のオープン予定でございますが、平成28年3月後半ごろということで予定されております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩を解きます。会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これで終了させていただきます。

次に、レッドランド市への表敬訪問についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは、資料番号9番になりますのでお願いします。

私からは、オーストラリアの訪問について御報告を申し上げます。

初めに、こちらの訪問目的になりますけれども、子供たちのコミュニケーション能力の向上や国際人感性の習得、これを主目的にこれまで進めてまいりました国際交流事業でございます。今後、これをさらに発展させるため、オーストラリア、レッドランド市等を訪問しまして、これからの事業展開について協議、調整を行うものでございます。これに伴いまして、相手との調整の上、状況等が整いましたら一定の提携等を結ぶことも視野に入れております。

これから、展開を予定しております事業につきましてですが、これは大人から子供まで、多くの市民が海外を身近に感じて、市民間の交流が進む、そういったことを目指して行いたいというふうに考えております。具体的な事業としましては、まずはペンパル（文通）事業というのを考えておりまして、手紙、メール、スカイプなど、方法はそれぞれ選択ということになりますけれども、こういったものを使いまして、日常での交流を進めまして、国際交流の裾野を広げたいというふうに考えております。

可児市とレッドランド市が仲介をすると、市が仲介をすることによりまして、子供から大人までが交流を始めるきっかけづくりを行いたいというふうに考えております。まず、その第1弾としましては、広く市民に今回募集をかけまして、その手紙を市が預かって、レッドランド市役所に直接お届けしたいと。そして、信頼できる家庭へ届けてもらうといったことを計画しております。

続きまして、ホームステイ事業です。

オーストラリアに受け入れ可能なホームステイ先を確保することによりまして、可児市民が安価で安心して異文化家庭体験ができるようにしたいというふうに考えております。同時に、逆にこちらのほうにおいでいただくときにも、お客さんを迎え入れて交流ができるようなホストファミリーの募集もしていきたいというふうに考えております。今回、訪問の際に、実際、確保するホームステイ先で私どもがホームステイをさせていただきまして、状況確認をしていきたいというふうに考えております。

それから、その他としまして、レッドランド市等の協力を得まして、特別な体験ができるツアーの可否を検討していきたいというふうに考えております。それら以外でも、その他、提携事業の可能性というのを協議してまいりたいというふうに考えております。

裏に参りまして、実際の日程になりますけれども、日程といたしましては、11月15日から21日の7日間を計画しております。ただ、実際は、オーストラリアには4泊5日の滞在ということになりますし、最終の8日は朝にはもう出国をしますので、実質は4日間の訪問というような計画でございます。

それから、訪問予定先ですけれども、レッドランド市のウィリアムズ市長の表敬訪問とか

ホームステイ先、それから学校間の交流予定校のほうも考えておりますし、シロメイワインのシロメイ社のほうも考えております。それから、可児市には何度もおいでいただいておりますオギルビー議員の住んでみえるモートン湾のノース・ストラドブローク島等々も訪問したいというふうに考えております。訪問者につきましては12名を予定しております、市長、議長、教育長、教員1名、それから関係の市職員6名、商工会議所で2名というメンバーで予定をしております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

委員の方で何か御質疑あれば。特によろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了させていただきます。

続きまして、「かにすき倶楽部」についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○広報課長（尾関邦彦君） それでは、資料の10番をごらんいただきたいと思います。

このかにすき倶楽部につきましては、市外在住の方を対象に、可児市の旬な情報を提供することで、可児を応援していただけるような方をふやすということを目的に、この10月から発足をさせるものです。会費等は無料としまして、年に4回会報をお届けするというようにしております。

観光交流人口増加ということももちろん狙っておりますけれども、まずは可児にゆかりのある方を通じて、本市の知名度アップやふるさと応援寄附金の獲得、可児出身の方によるUターンなどの移住、そういったものを目指して、可児市の応援団づくりを進めていきたいと考えております。

現在のところ、商工会議所、そして可児高校出身の方で東京で定期的に同窓会を行われている方などにPRをお願いしております。また、総務省が東京に開設しております移住のための相談窓口であります移住・交流情報ガーデン、同じく東京に県が開設しております清流の国ぎふ移住・交流センターにこの申込書を置いていただいております。

県につきましては、今月27日に名古屋で開催されますぎふ暮らし応援フェアでも申込書を置いて、PRをしていただけることになっております。また、ふるさと応援寄附金の申込書にも、こういった登録を呼びかける欄を設けておりまして、現時点で3名の方、東京圏の方ですけれども、この方にも既に登録をいただいております。今後、成人式などでもPRをしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

委員の皆さんで何か質疑があればお願いをいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了させていただきます。

以上で、執行部が関係する議題は全て終わりました。

そのほかに報告すべき事項等はありませんでしょうか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

以降の議事は、委員のみで協議いたしますので、執行部の皆さんは御退席ください。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時00分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、総務企画委員会の案件は全て終わりましたが、ここで、林則夫委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○委員（林 則夫君） 現在、台風が次々とできておるようですので、これは市民の生命にかかわる問題だから、ちょっと執行部にこの辺のことも認識をしておいてほしいということで、実は、僕は以前、市民を避難させるときの呼び名についてお願いをしたわけなんですけど、避難準備情報、それから避難勧告、避難指示ですね。避難命令というのはないですね。

それで、今回の常総市のあれを目の当たりに見て、何としても市民の安全を確実に図らなければいけないというようなことを感じましたし、また可児市の場合では、ああした水害は恐らくないものと考えておりますけれども、乗里地域の住民の方からちょっとお話がありまして、もし可児川が決壊したら、どうやって、あの画面に出たような大屋根に避難する方法ができるのかと。また、その方法も、あの状況下の中で、恐らくもう大変なことだったと思うんですが、その上に、愛犬まできちんと避難をさせるというようなゆとりですね、そうするためには、よほど行政のほうで早目に避難指示なりを出す必要があるのではないかなというのを考えるんですが、これは天気予報とかいろんなものの空振りはありますけれども、市民の生命を確保するためには、僕は空振りがあってもいいのではないかと思うんですが、その点のお考えをちょっとお聞かせいただきたい。

○総務部長（平田 稔君） それでは、今、林委員からお話がありましたように、避難の3段階、避難準備情報、避難勧告、避難指示とあります。私どももマニュアルなども定めておりますけれども、基本的には降雨量とか、河川の水位の状況ですとか、それから各種気象情報などを確認しながら、必要に応じて、今委員言われましたように、空振りを恐れずに出していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（林 則夫君） 実は、防災安全課のほうへ、僕は現地の生の情報を収集するよにということで宿題を出したわけなんですけど、現在まだ常総市はそんな状況じゃないから、しばらく落ちついてからで結構だから、そういうきちとした情報とか、方法とか、そういうものを把握するようにお願いはしてありますので、またそういう時期が来ましたら、いろんな情報をもとに、可児市の避難の指導等を検討していただきたいと思うわけです。

それからもう1点、この間も防災訓練をやりましたが、うちでやったのは、サイレンと同時に地域の住民が集まりましてやったのがリヤカーの組み立て、それから簡易トイレの組み立て、それから消火器の使い方ですね、この3点で終わってしまったわけなんですけど、この

程度の訓練でしたら、これも重要なことかもしれませんが、地震なんかはとっさに来ます。それから、台風、水害というのは、前もって当然わかることですので、その辺のことも十分考慮した上での防災訓練の今後のやり方というものも検討してほしいなと思っておりますので、その点についてよろしく申し上げます。

○防災安全課長（杉山徳明君） まず1点目に戻りまして、現在の常総市の状況については、まだ聞けるような状態ではありません。ウェブをいろいろ見ておりましたら、多少当時の記録といいますか、情報が載っているものがありましたのでお知らせをしますと、株式会社インターリスク総研というところが出している情報リスクをそれぞれの企業とか、あるいは行政が整えていかなきゃいけないよということの情報版でございます。

その中に、2015年9月16日ですので、昨日だと思えますけど、災害リスク情報として、号外として、台風18号による大雨などに係る被害と防災情報の概要についてというものが6ページの中に載っております、その中で1つ注目するところが、先ほど委員から御質問がありました避難に関する市民への情報ということで、我々も気をつけなきゃいけないなと思いましたが、少し読ませてもらいますと、今回の水害で、鬼怒川が常総市内であふれ始めたのは10日午前6時ごろ、決壊が発生したのは10日13時ごろであったが、常総市内の観測点における水位、いわゆる河川の水位ですね、水位は10日午前5時には氾濫注意水位の3.5メートルを既に超えていたことがわかったということ。

もう一度お話ししますと、10日の6時ごろにあふれて、越水した。さらに、13時ごろには決壊が発生した。それ以前の午前5時には氾濫注意水位に達しておったということで、例えば可児川においてお話をしますと、同様に氾濫水位情報とか、あるいは避難氾濫水位とか、氾濫危険水位というのがございまして、先ほど総務部長が申しあげました氾濫注意水位が、常総市でいう氾濫水位というのが、可児川ですと1.2メートル、その上に避難氾濫水位、または氾濫危険水位というのがございまして、氾濫注意水位においては、情報を出すことは必要ないんです。ただし、その後の水位を見る限り、まだ上がってくるぞということであれば、早目に避難準備情報等を出す必要があるというふうに捉えておりました、今回ですと、可児川においては、御嵩町の門前橋付近で1.2メートルが氾濫注意水位、可児川の広見の観測所においては2.0メートルが氾濫注意水位です。

ここで注目いただきたいのが、現在は、先ほどお話のあった乗里地域については、この2メートルの段階で注意を呼びかける情報を出させてもらうように自治会長とお話できています。次いで、避難判断水位2.4メートルですけど、広見地区の場合は、そこでは、避難準備情報というのを限られた地域に出すということで、常総市で言っている氾濫注意水位の段階で、一部地域には避難の呼びかけをしておるということについては御承知おきをいただきながら、我々防災担当、または建設部担当が警報等が出た場合に注視しておりますのは、今お話をした河川の水位、それから市内に点在させておる雨量計の雨量情報、それから气象台等々が発表している各種の大雨に関する情報等、それらを分析して、注意段階から待機をしておりますので、その点についても含めて、今後、当然注意しながら進めていくわけですけ

れども、十分ではないかもしれませんが、そういったことで今体制は整えておりますので、報告をさせていただきます。

また、2点目の防災訓練、あるいは水防訓練で、個別にいろんな訓練をするべきだろうということですが、それぞれの訓練以前に、各自治会、あるいは自治連合会を通じて、訓練のお願いやらお話をさせていただきます。そのときに、どういった訓練がいろいろということをお話があったところについては、こんな訓練ができるのではないですかという御案内をさせていただきます、今お話のあったような訓練も含めて、自治会、または地域で取り組んでいただけるといいという訓練を進めさせてはいただいておりますので、今後も気をつけながら紹介していきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員（林 則夫君） 土木課長にもこの間言っておいたんですが、可児市全域ほとんどが理想的なスーパー堤防地域なんですよ。今、学会で言っておるのはスーパー堤防ですね。ですから、僕はある程度安心はしておるんですけども、もしそういうことがあった場合に対しての指導方法だけは考えておいてほしいと思う。それから、地盤的には、可児あたりは、瑞浪、中村、平牧、帷子累層からできておりまして、これは亜炭が取れるサバでできた地盤ですので、液状化現象というのは起こり得ないという説もあるわけですので、とにかく水害に関しては、ぜひ今後の市民の安全確保のために努力をしていただきたいということです。

それからもう1点、これは人命には全く影響ありませんけれども、国勢調査についていいですか。うちを整理しておりましたら、85年ほど前の資料が出てきまして、これは平牧村役場国勢調査本部という古い写真が出てきたんです。当時は、やっぱり国勢調査というのは、人口動態を調査する上には、これ以外はなかったのではないかというふうに今考えますけれども、それから100年近くたった現在、可児市の人口、それから生活の形態とか、いろんなものは役所はもう完全に把握できておると思うんですよ。だから、改めて、これは総務省、都道府県、市町村が大騒ぎしてやるような時期は過ぎたのではないかなと思うわけなんですね。

それも、インターネットの回答とかということで、インターネットが全戸あるものとしてやっておるのか、インターネットで回答のなかった場合は、また第2弾でやるなんていう手間暇のかかることをやっておるわけなんですけど、その点についてどう考えられますか。これは、国のやることですから、答弁のしようもないと思うんですけども、あえて言えば、選挙区の区割り、もしくは地方交付税の算定の基準にするということになっていて、こんなことは前からわかっておることなんですよ。地方交付税の基本の形は、人口割と面積割ですから。

人口割と云って、北海道の歌志内という市があるんですわ。これは人口3,900人ですよ。横浜市は370万人と、このぐらいの格差がある中で、こういったことはもう既にわかっておることだと思うんですよ。地方交付税と云って、それによって、大体基本は割り当てをするものですから、今可児市近辺の市町を、どことは言えませんが、地方交付税によって経営が成り立っておるような市町は随分あるわけですね。自主財源がわずかなとこ

ろは、地方交付税によって運営をされておるわけなんです、そこで、そうした算出の根拠にするんだったら、やっぱりいろんな格差があることがわかっておる。さっきの人口でも3,900人から370万人までですね。それからいろんな条件、格差はあると思うんです。

だから、僕は、もう前から言うように、こうした基準をやるんだったら、地方交付税にも均等割をやるべきじゃないかということをお前から言っておるわけなんです、そうしたことにつなげていくためにも、ぜひこうした無駄なことはできれば避けるべきじゃないかなということをお考えおるわけなんです、答弁のしようがないですかね。

○総合政策課長（瀨瀨新吾君） 人口の状況については、委員おっしゃるように、住民基本台帳とかで把握できる部分もございまして、今回、国がこういった国勢調査の必要性というものをお手引きで出しておりますので、その文を少し御紹介したいと思います。

人口基本台帳では、登録を動かさない人もいますので、人口の実態としてきちんと把握できないことがあると。実際に住んでみえる人に対して、いろんなサービスを提供していくという観点からは、実際に国勢調査のような形で実態を把握する必要があるということ。それから、この国勢調査では、住宅の状況ですとか、仕事の状況なんかもあわせてお聞きしておりますが、そういった実態を把握する調査というのはほかにはないということで、そういう意味で、国勢調査の意義があるというふうに国は言っております。いろんな御意見はあるかと思っておりますけれども、そういった趣旨で行われておるということでございます。以上です。

○委員（林 則夫君） 加えて、先ほどから話があるように、マイナンバー制が施行されますね。これは、プロトタイプで出ているものだから、どんな形になるのか、どの辺の万能性を持たせるのかわかりませんから、いろいろ僕は聞いてもしようがないと思ったから聞かなかったんですが、もしマイナンバー制が施行されるということになれば、ますますこうした国勢調査なんかはそれでできるんじゃないかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○企画部長（佐藤 誠君） 確かに、今ありましたマイナンバー制度が十分活用されてきますと、ある程度の人口の把握というものは図れるのかなあというふうに思いますけれども、これが国勢調査にとってかわれるものかどうかということについては、このマイナンバー制度が今度どのように活用され、生かされていくかということによって変わってくるかなあと思います。

そもそも国勢調査が、なかなか統計調査を行う環境が毎年悪化しているような状況の中で、この国勢調査を従来どおりのやり方で進めるかどうかというところで、インターネットによる回答というのが出てきたわけですが、今後もこの国勢調査のあり方というのが、今回のインターネット回答を含めたやり方、そうしたものがきちんと検証される中で、今後、国のほうでも検討されていくというふうに考えております。

○委員（林 則夫君） この件に関して、国勢調査に対して、市の事務負担というのはそんなにないですか。

○総合政策課長（瀨瀨新吾君） 国勢調査を直接担当する職員がおりますし、それから調査員

についても市民から公募しておりますが、不足する部分については職員が担当しております。そういった意味での職員の負担がございます。

○委員（林 則夫君） 何人ぐらい雇ったんですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 済みません。詳細の資料は手元にはございませんが、職員は100人以上、今調査業務に従事しています。

○委員（林 則夫君） うちへ来た人はメモ欄に携帯番号が書いてあるのですが、こういう方たちの費用は国から、国勢調査の経費として交付されるわけですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） はい。県の委託費として交付を受けます。

○委員（林 則夫君） 以上です。この程度で。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして、2点ありましたけれども、委員の皆様、何か御発言あれば。

[挙手する者なし]

では、執行部の皆さんありがとうございます。

これで、この案件については終了したいと思います。

では、ここで13時30分まで休憩とさせていただきます。13時30分再開ということで、そのほか事項から継続させていただきますので、委員の皆様御参集をお願いいたします。

執行部の皆さん、長時間ありがとうございます。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時28分

○委員長（澤野 伸君） 定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、そのほか事項に入らせていただきます。

それでは議事に入ります。

前議会総務企画委員会からの引き継ぎ事項についてを議題といたします。

それでは資料ナンバー11、総務企画委員会引き継ぎ事項ということで、前委員長であります川合委員長からの引き継ぎ文書を朗読にて説明とさせていただきます。

見出しのことについて、下記のとおり取りまとめを行いましたので報告いたします。

記．総務企画委員会。1．議会基本条例にある委員会機能の充実として、議会報告会等で話題となった課題に係る各種団体との懇談会を実施すること。また、日本ライン議長協議会で議題として取り上げている木曾川広域観光についても、関係団体との懇談会を実施し、委員会としての意見を取りまとめること。2．地方自治法による出資法人の経営状況の報告については、現在、その法定義務を負わない団体についても報告を受けているが、今後はより闊達な意見交換ができるように、懇談会等の方法も視野に入れて検討することといたします。引き継ぎ事項を今期の委員会でも取り組んでいきたいと思っております。

委員の皆様、何かこれに対して御意見ありましたら、お受けいたしたいと思っておりますが、よ

ろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

少し私のほうからもお話しさせていただきますが、前回の会議でも少し触れましたけれども、出資法人の報告については、法定義務を負わない団体について今どうしようかということで、ケーブルテレビですか、ラインウェブ等々についても、現地に行って懇談会という形の方法もどうかなということで、今先方とも話をしております。また、可児ッテの件につきましても、今そのように方向性をやりたいなということで、また正式に提案ができる段階になりましたら、皆様に御提案を申し上げて、懇談会形式もちょっと提案したいなと思っております。

内容については、特段よろしいですか、委員の皆さん。

[挙手する者なし]

じゃあこの件につきましては、継続して取り組んでいくということでよろしく願います。

1の日本ライン議長協議会についても、また皆さんとも少し相談の上、どういう方向性がいいかということも提案していきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○委員（山根一男君） 関係団体って、どういうところが予定されるのか。

○委員長（澤野 伸君） 今、一例としては、そのように日本ライン議長協議会がありますけれども、観光協会等との考え方もあろうかと思えますし、連携は犬山市を中心としながらやっていたいておりますけれども、そういった形で、本市の観光協会とも少しどういったことがあるかということも情報収集は必要かなと思っておりますけれども、よろしく願います。

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、議会報告会での意見対応分担についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○議会事務局書記（小池祐功君） それでは、議会報告会での意見対応分担について、事務局より御説明いたします。

資料ナンバーが12番になります。

この資料は、さきの議会報告会で出された市民意見を、議会報告会実施会議において整理し、改選後の当委員会にその対応を求められている一覧でございます。

ごらんいただきますとわかりますように、内容は非常に多岐にわたっておりますので、ここで1つずつ御説明はいたしません。審議会では、この対応については該当の委員会のほうで決めていってほしいというような引き継ぎがなされておりますので、今回議題として提案したものでございます。この先、この市民意見の取りまとめをどのように取り扱っていくかというところをここで話しただけならなというふうに思いますので、よろしく願います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

議会報告会でさまざまな意見を市民の皆様からいただいております。当委員会の所管する部分について、今事務局のほうから説明がありました。こういった出されたものに対して、委員会がどう担っていくかということなんですけれども、どれも重要な事柄ばかりかと思えますけれども、対応について、少し委員の皆さんの御意見もお聞きしたいなと思っておりますので、御発言がありましたらお願いいたします。

○委員（山根一男君） これに対して、何らかの文書で回答しなきゃいけないということでもないんですか。

○委員長（澤野 伸君） 回答義務はございません。せっかく出していただいたものに対して、委員会で、例えば研究事項にするですとか、ある程度何らかの結論というか、提案ですね。何かできるものがあればやっていって、そのときには、市民の皆様は議会報告会でいただいた意見に対して、当委員会はどうしましたよということは当然報告したいと思っておりますけれども、1個1個に対して回答義務というのは発生しておりませんので、よろしいかと思うんですが。

1つ、マイナンバーについては、市民の皆さんも非常に関心の高いところ、不安もあろうかと思えますし、制度上、まだ確定していない部分もたくさんあるというような、きょうの説明もありましたけれども、委員会として注視していく部分は多岐にわたるのかなと思っております。また、ファシリティーマネジメントについても、ある程度の結論がそろそろ出てくるということですので、それに対しての皆さんの意見交換も必要かなと思っております。

定住対策も、予算決算委員会でもいろいろと話題になっているところですので、総務企画委員会としても何らかの研究してもいいのかなあとは思いますが、この場でどうこう、まだ具体的に多分難しいと思っておりますので、これを持ち帰っていただいて、こういうのをやったらどうかということをもた折に触れ御提案いただければ、協議会にするのか、研究する時間をとるとか、あと参考人として有識者を呼ぶとか、いろんな方法が出てくると思っておりますので、また御提案いただければと思います。

きょうはこの程度ということではよろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

また、正・副委員長で少し御提案できるものがあれば、皆さんに積極的にちょっと御提案して、会議も持てるようにしたいと思っておりますので、皆様も関心のある点がありましたら、またお知らせいただければと思います。

それでは、この件についてはこの程度とさせていただきます。

続きまして、委員会視察についてを議題といたします。

事務局、お願いいたします。

○議会事務局書記（小池祐功君） それでは、平成27年度総務企画委員会の行政視察について御説明いたします。

資料ナンバー13になります。

行政視察につきましては、先日の集まりにおいて、大卒のところでは御了解をいただいているところですが、いま一度テーマ等を御確認いただきたいと思っております。

テーマは、市が進める市政運営の4つの重点方針の1つにあります地域・経済の元気づくりということで、その中の項目、観光交流人口の拡大による活気に満ちた地域づくりです。執行部の所管は、観光経済部の観光交流課が主となってくるかと思っております。

現在、可児市で平成27年度の取り組みは、観光グランドデザインを策定して具体的な取り組みを示すというところで、グランドデザインの本編を作成しております。

そして、歴史、文化、自然といった豊かな地域資源の掘り起こし、新たな魅力の創出に取り組む。そして、これらの魅力を効果的に発信することで、市のブランドイメージを高めて、観光交流人口の倍増と地域の人、物、金の動きの活性化につなげていきたいというところがございます。具体的な箇所として執行部が上げていますが、花フェスタ記念公園、そして2番目に上げました美濃桃山陶の聖地と、3番目は美濃金山城址というようなどころでございます。

現在、事務局のほうで日程案等の詰めをしておりますが、この前、お話しいたしましたように、平成27年10月27日火曜日と10月28日水曜日で、1泊2日というような日程案がございます。先方のほうにお聞きしましたところ、京都府長岡京市につきましては了解をいただいております。そして、兵庫県西脇市につきましても、黒田官兵衛の里というところで了解をいただいております。しかし、兵庫県姫路市につきましては、このときに議会と執行部との会派要望の質疑応答というのが1週間、非常に大きい都市ですので、1週間それが続き、ちょうどそのスケジュールの中ということで、少し日程の見直しがあれば対応いたしますが、このときは難しいというような答えをいただいておりますので、現時点で、長岡京市と西脇市については仮で押さえてございます。

委員会視察につきましては、1泊2日で行く場合につきましては、2つ以上の視察先というようなどころの取り決めがございますので、現在この2つでも何とか成立するところがございますが、もしほかにどこかこの近辺で候補地がございましたら、また事務局のほうで検討いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

早急に対応していただきまして、事務局の皆様には本当に感謝を申し上げます。

西脇市、長岡京市と、2つのところはオーケーをいただいております。ちょっと距離がありまして、バスでということ考えております。今、事務局からもありましたけれども、規定では2つ以上ということで、規定の範囲内に入っておりますが、無理をしてでももう1つということもできないことはありませんが、この西脇市と長岡京市を軸に、近隣のところでもう一声ということがあればおっしゃっていただいて、追加の検討もさせていただきたいと思っておりますが、おおむねこの原案どおりで行きたいなというふうに思っておりますが、何かあと委員の皆さんで御発言があれば、お聞きしたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。どうでしょう。

○委員（可児慶志君） この上の3つの花フェスタ、陶芸、あるいは歴史という分野でいくと、陶芸の部分が何かどこかに入るといかなというふうに思うけど、陶芸、お茶、林委員はその辺は詳しいでしょう。例えば陶芸なんかはどういうふうにして産地と観光と結びつけているとか、そういうようなところがあれば。陶芸でもメインはお茶が多いだろうから、その辺でもしあればと思います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

ちょっと陶芸、茶道関係も含めて、京都府ですので、当然そういったあれもあると思いますので、少しお時間を下さい。

○委員（伊藤 壽君） 陶芸とかがテーマでしたら、行政とか議会でなくてはいけないわけではないので、例えばひめじ官兵衛プロジェクト、西脇市が黒田官兵衛なので、プロジェクト推進協議会等、そのテーマに精通された方にお話を聞くということもできるのではないのでしょうか。

○議会事務局書記（小池祐功君） ひめじ官兵衛プロジェクト推進協議会に限っては、この3月に今もう大河ドラマの放映が終わって解散したということで、その辺も含めて聞いたんですが、協議会がもう解散していますというところでしたので、これに限ってはちょっと協議会が難しいかなというところでございます。

○委員長（澤野 伸君） これについては、例えば観光協会の組織の事務方に話を聞くという方法等はできないですかね。

○議会事務局書記（小池祐功君） できるかもしれません。そこまでちょっと入り込んで聞いていないので検討いたします。

○委員長（澤野 伸君） 今、ちょっと伊藤壽委員からの御提案もありまして、例えば議会事務局ではなくて、観光協会にどういった経過で誘致作戦をやったとか、その効果等々も聞いたらどうだろうという御意見だったと思うんですけれども、先方とももう一度相談し直しますのでお願いいたします。

ほかに御意見よろしいですか。

[挙手する者なし]

[「渡辺さんもですよ」の声あり]

それではこのようにさせていただきます。

あと、詳細につきましては、正・副委員長にちょっと御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、姫路市についてはもう一度再考します。それからもう1つが観光の部分で、茶道、陶芸の関連についてももう少し調べみるということでやっていきたいと思っております。

結果につきましては、今議会中には集まるときがありませんので、文書で報告させていただいて、決定事項ということで通知というふうにさせていただきますが、よろしいですかね。

[「はい」の声あり]

それではそのようにさせていただきます。

次に、ケーブルテレビ可児、FMラインウェーブとの懇談会についてを議題といたします。

先ほどちょっと私も触れてしまいましたけれども、改めまして議会事務局からお願いします。

○議会事務局書記（小池祐功君） それでは、ケーブルテレビ可児、FMラインウェーブの懇談会について御説明いたします。

資料はございませんが、先ほど委員長のほうから御報告ありましたように、出資法人の経営状況の報告については、その法定義務を負わないところについては懇談会方式に変えていくということをさきの委員会のほうで了承いただきまして、その件を先方のケーブルテレビ、FMラインウェーブのほうにお話ししましたところ、ありがとうございますということでした。いつも説明が緊張してうまく言えなかったのが、非常に安心しましたというような御回答をいただいております。そのような中、今後の懇談会等の方針をお伝えしましたところ、一度施設に御見学に来られたらどうですかというような御提案をいただきましたので、その報告と、その対応を御協議いただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） 今、事務局から説明がありましたとおり、先方も非常にありがたいということでお話をいただきました。また、現場のほうを少し見学いただいて、その中でお話ができたという向こうからの御提案もいただいておりますが、この取り扱いについてはどうでしょうか、委員の皆さん、その方向でよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

日程につきましては、議会の日程がかなりタイトになっておりますので、もう少し時間がとれるときを探しますので、ちょっと喫緊にはちょっとまだ難しい日程になっていきますけれども、どこかでやれるということをお願いしたいと思っておりますので、そのようにさせていただきます。

それでは、この件につきましてはよろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

じゃあそのようにさせていただきます。

続きまして、総務企画委員会所管主要事業説明書の配付についてを議題といたします。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○議会事務局書記（小池祐功君） この説明書につきましては、きょうお手元に配付をいたしました。毎年例年、所管各課の主要事業を記載した資料を執行部から提出がありましたので配付いたしました。各自一度御一読いただきまして、もし疑問点等ございましたら、直接で結構でございますが、各自で担当課のほうへお問い合わせいただければというようなところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） それでは、この件についてはそのようをお願いをいたします。

続きまして、10月14日総務企画委員会の開催についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○**議会事務局書記（小池祐功君）** 先ほど、可児市人口ビジョン及び可児市総合戦略の策定の説明の中で、企画部長からお話があったかと思いますが、人口ビジョン及び可児市総合戦略が最終形として確定するのが10月中旬ということでございます。その後、国の提出が10月下旬というところで、その中旬あたりで総務企画委員会に最終の確認をしていただきたいという申し入れで、総務企画委員会を開いてほしいということございました。

事務局と正・副委員長等でちょっとスケジュールのほうを調整いたしましたところ、10月14日水曜日の1時半はどうかという提案でございます。よろしく願いいたします。

○**委員長（澤野 伸君）** ありがとうございます。

パブリックコメントの前に、当委員会にお目通しをしていただきたいということですので、ちょっと時間的に非常に厳しい日程の中での御提案になりますけれども、委員の皆さんどうでしょうか。よろしいですか。

[「はい」の声あり]

それではそのようにさせていただきます。執行部のほうにもそのようによろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、これで閉じさせていただきますもよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

そのほか事項も特によかったですか。

[挙手する者なし]

じゃあ長時間にわたって、委員の皆さん熱心な議論を重ねていただきまして本当にありがとうございます。これをもちまして、総務企画委員会を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後1時52分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月17日

可児市総務企画委員会委員長